

博士論文(要約)

論文題目 中華民国期の雲南における塩業改革
—北京政府時期を中心に—

氏 名 中川 太介

目次

(図) 中華民国期における雲南の塩業行政地図……………	7 頁
序章……………	7 頁
第 1 節 中華民国における中央・地方関係……	8 頁
(1) 政府の中央・地方関係と地域社会 (2) 産業政策における地方政府の役割	
第 2 節 中華民国における塩業行政と地方……	13 頁
(1) 清朝までの塩業 (2) 近代における中国塩業とその研究	
(3) 塩井をめぐる塩業行政と地方の関係	
第 3 節 雲南における政治史と塩業行政……	25 頁
(1) 雲南の歴史的特質 (2) 雲南における塩業の重要性	
(3) 雲南の歴史における塩業行政と塩井 (4) 雲南塩業についての研究とその課題	
第 4 節 論文構成と主な文献……	37 頁
(1) 論文構成 (2) 主な使用文献について	
(3) 主な史料について	
第 1 章 清朝における雲南の塩業行政……………	40 頁
第 1 節 清朝における雲南塩業の販売政策……	41 頁
(1) 票法と雲南 (2) 運輸・販売政策の変遷とその実情	
第 2 節 雲南の塩井と塩の生産……	47 頁
(1) 塩井の展開史 (2) 塩井の住民たちとその社会	
(3) 採掘業者 (4) 製塩業者	
第 3 節 ムスリム蜂起と塩業行政の再編……	61 頁
(1) ムスリム蜂起の影響 (2) 塩業行政の復調と再編強化	
(3) やまない塩井間の競合と製塩業者の販売行為 (4) 省外地域との関係	
小結……	74 頁
第 2 章 清朝末期・中華民国初期における塩業改革と雲南……………	75 頁
第 1 節 中華民国前夜の再編強化……	77 頁
(1) 中央政府における塩業行政機構の整備 (2) 雲南塩業の動揺	
第 2 節 中華民国の成立と稽核所機構の設置……	81 頁
(1) 善後借款と稽核所機構 (2) 海関の存在	
(3) デーンによる稽核所機構の確立 (4) 塩業改革派の形成	
第 3 節 雲南塩業に関する行政改革案の提示……	88 頁

(1) 辛亥革命後の塩業行政と稽核所機構	(2) デーンの雲南視察と改革の提言
(3) 蕭堃の改革案	(4) 稽核総所による検討
第4節 産塩場の社会と蕭堃の改革案.....	97 頁
(1) 塩業改革派の改革方針	(2) デーンの改革方針
(3) 蕭堃による改革案の限界と可能性	
小結.....	101 頁
第3章 北京政府期の雲南における塩井の行政改革.....	104 頁
第1節 護国戦争以降の塩業行政.....	104 頁
(1) 截留と雲南省の自立化	(2) 行政機構の権限とその調整
(3) 製塩の権益とコスト	
第2節 塩井改革実施の実情.....	111 頁
(1) 塩井の整理・削減	(2) 製塩環境の刷新
(3) 納塩の徹底化	(4) 製塩業者からの権益回収
第3節 改革停滞の要因.....	130 頁
(1) 製塩業者の負担	(2) 既存権益の侵害
(3) 不正の常態化	(4) 省政府の警戒感
小結.....	145 頁
第4章 北京政府期の雲南塩業における運輸・販売政策.....	148 頁
第1節 生産による運輸・販売との連続性.....	148 頁
(1) 「色井」の事情	(2) 製塩業者による運輸・販売との兼業
(3) 製塩業者の販売の停止とその背景	
第2節 省政府による運輸・販売政策.....	156 頁
(1) 「自由取引」の停止措置	(2) コスト要因
(3) 塩運使による運輸・販売についての立場	(4) 「自由取引」以外の類型
第3節 塩運使由雲竜の弾劾.....	170 頁
(1) 公司による投機と密売	(2) 稽核所との関係
(3) 私的な人間関係の活用	
第4節 中国塩業の運輸・販売政策とその改革.....	177 頁
(1) 塩業の行政改革における生産	(2) 塩業の行政改革における会社の性質
(3) 精塩公司からの改革	(4) 四川の塩業
小結.....	185 頁
第5章 国民政府期における雲南の塩業行政と改革.....	186 頁
第1節 国民政府期の塩業行政と雲南.....	186 頁

(1) 国民政府期における塩業行政の変遷	(2) 国民政府期の雲南省政府と塩業行政
第2節 張冲の塩業行政改革.....	193 頁
(1) 「雲南塩政改革方案」	(2) 製塩業者の改革
(3) 一平浪製塩場の建設計画	
第3節 雲南省の塩業行政における中央と地方の対立.....	211 頁
小結.....	214 頁
終章.....	217 頁
第1節 塩業における行政と社会の特徴.....	217 頁
(1) 各章における論点	(2) ベンガルの事例から
第2節 中華民国の公私関係における塩業と雲南.....	221 頁
(1) 自由と統合	(2) 公司組織の二面的な性質
(3) 有機体の統合理念と既存社会の慣性	
第3節 利害対立の調停と国家統合の維持.....	226 頁
(1) 国家・地方・社会における相互の対立と利用	(2) 調停者としての現地政府
(3) 日中戦争期の塩業における中央政府と省政府の変質	
第4節 中華人民共和国期における塩業行政.....	232 頁
結語.....	235 頁
参考文献一覧.....	237 頁

付記

第2章・第3章の内容については、すでに以下のように雑誌論文として発表済みなので、あわせて参照されたい。

第2章

「中華民国初期、雲南における塩政改革案—産塩を中心に」(『東洋学報』97巻2号、2015年9月、165～195頁)

第3章

「中華民国北京政府期における雲南の塩政改革」(『社会経済史学』83巻1号、2017年5月、115～136頁)

序章

本論文では、北京政府時期の雲南省における塩業行政について考察している。その目的は、地方における政権が果たした歴史的役割を、一つの産業に対する行政管理を分析することによって、中央政府や地方の社会との関わりの中で位置づけることにある。19世紀末から20世紀前半にかけて清朝、および中華民国の地域では外国勢力の介入によって国家権力から地方が自律する傾向があった。特に顕著であったのが雲南省の地域とその政府である。当時の行政的な課題として、中央政府や省、さらにその地方の域内にある小さな地方において、相互に利害の対立や調整が行われていた。塩業とその改革には、更に外国勢力が加わってそうした関係が反映されていたのである。

第1節 中華民国における中央・地方関係

近代中国史における地方権力の多くの研究では、中央政府との対立軸から省政府が注目されたり、省以下の県政府や保甲などの隣保組織による末端の地域社会への行政管理が考察されたりした。こうした研究では、中央政府と地方政府、或いは政府と民間といった二項対立に留まりがちなのが課題になる。一方で、税金の管理や産業政策を通じ、中央政府から省政府、県政府、そして末端の地域社会までを分析範囲として、それぞれの利害に基づく相互の関係を考察する研究もある。こうした研究では、政府と民間に両属する側面を持つ地域や産業の有力者も重要な考察対象になっている。

第2節 中華民国における塩業行政と地方

中国では政府が専売制の下、塩に課税していたため、塩業は国家財政に大きな影響を与える産業であった。沿海部と内陸の一部地域にある産塩地域から内陸の塩が採れない消費地へ、行政区画を跨いで塩の流通経路が発達する。伝統的に政府は主要な経路において、大口の納税と引き換えに特定地域における塩の独占販売を塩商に保証していた。元々、産塩地や消費地の地理的条件は様々であったため、塩の価格や品質にも地域差があったが、塩商の独占販売は更にその傾向を高めていた。

産塩地の製塩業者は、清朝まで専用の戸籍に編入されていた。明朝や清朝など政権の成立当初は、戸籍上の製塩業者は製塩労働者と一致していたが、次第に実態と乖離していった。製塩業者の間では格差も生じており、有力者は製塩業者の同業者組織や隣保組織における責任者の立場につくことが多かった。製塩業者の有力者や一部の塩商が、零細な製塩業者を経済的に従属させ、産塩地を事実上管理する事態が進行していった。

塩の生産や流通は、塩商と製塩業者によって担われており、政府が直接掌握しているわけではなかった。こうしたことから製塩業者や塩商によって密造や密輸によって脱税された塩が生産・流通するようになっており、塩の価格や品質の地域差と並び、塩業の大きな問題とになっていた。塩商や製塩業者は塩を供給する立場にあつて政府から統制を受ける一方

で、私的に利益を得て政府と民間に両属している性質があった。

20 世紀に入り、対外貿易が拡大して外国塩の流入が増え、中国の塩の品質が問題視されるようになった。それだけでなく、外債の返済の財源として塩税が債権国から注目されると、製塩業者や塩商の管理にも変革を求める機運が中国国内でも高まるようになっていた。清朝末期から中華民国期の塩業行政とその改革についてはアドシェッド(Adshead)をはじめ、多くの研究が行われている。こうした研究では塩業は、財政に大きな影響を与えているため、徴税の対象者である塩商に対する管理を中心に論じられる傾向がある。

この時期の産塩地や製塩業者についての研究も一定程度あるが、多くは製塩の集中化と大量生産への変革など、工業化の過程や塩商の独占販売への影響などの点から論じている。塩の生産は立地が限定されることから、産塩場や製塩業者への地方政府の対応や、地域社会における位置づけなど地方政治からの視点から考察する余地がある。

四川の塩業は多くの製塩業者が塩商を兼業して産塩地が中心となっており、中華民国期以降には地方の軍事勢力によって争奪や支配が繰り返されるなど、地域の政治との関係も深い。ただし、製塩業者についての資料は産塩地開発をめぐる民間の契約などが中心であり、産塩地と政府の関係については軍事勢力による塩商への経済的な依存を強調する研究が多い。製塩業者や産塩地が塩業を管理する行政機関にどのように管理されていたかに関する検証が不十分な部分がある。

第3節 雲南における政治史と塩業行政

中国の歴代の政権において、雲南は別個の政権であったり、他の地域とは異なる行政機関が置かれたりしていた。山がちな地形もあって従来の有力者層や非漢人社会が広く存続していたが、一方で元朝以降、特に 18 世紀になって、移民がほかの地域から流入していた。このため、19 世紀後半までには鉱山開発が進み、都市が発達し、塩業も発展して産塩地が増加した。しかし、社会における摩擦も高まり、19 世紀中ごろ民衆が武装蜂起して清朝から独立し、以降 20 年近くにわたり武装勢力と清朝軍との間で内戦状態になっている。20 世紀、中華民国期の雲南は省政府が、北京政府期には中央政府に対して軍事的に対立し、国民政府期でも 1940 年代まで政府人事や通貨は中央政府から干渉を受けなかった。

雲南は四川同様、産塩地「塩井」が多く立地していたが、供給量は中国全体ではわずかな比重を占めるに過ぎない。しかし、雲南ではほぼ自給自足しており、また省政府の財政において塩税は、特に北京政府期には大きな比重を占めていた。漢代より塩井には官庁が置かれるところも多く、非漢人社会に対する文化政策の拠点にもなっていた。塩だけでなく製塩のための燃料や製塩業者たちの生活物資が取引され、製塩やその周辺の産業の労働者や商人が居住、往来する地域社会を形成していた。19 世紀の内戦の際は軍事的拠点として争奪が繰り返されている。四川と異なるのは、四川ほど生産規模が大きくなく、業者や商人、供給地などが雲南省内で完結していた点である。また、中華民国期は省政府によって雲南省はおおむね政治的に安定しており、塩業行政も全体として大きな混乱がなかった点もある。

北京政府期の雲南の塩業には、当時の省政府が塩業行政に関する文書を編集して数か月ごとに『雲南塩政公報』を刊行するなど、史料も少なくない。内容としては当時の雲南省政府の塩業行政機関と、製塩業者ら産塩地の住民、そして当時外債返済のための塩税管理の組織で外国勢力と中央政府の出先機関であった稽核所機構などとの間でなされた折衝が興味深い。中華民国期の雲南の塩業については従来、国民政府期における改革が注目されてきた。しかし、国民政府期と類似する改革が、北京政府期にはすでに試みられていたことがこうした史料からうかがえる。雲南の産塩地についての研究は、人類学の側面から聞き取りや文化風俗に関する資料を駆使して考察が行われてきた。『雲南塩政公報』など当時の文字史料から、こうした記憶や伝承に基づく従来の研究の課題を克服することも可能になる。

北京政府時期の雲南の塩業について考察することで、地方権力について外国勢力の影響や中央政府、省政府、産塩地など省内の地域、製塩業者に代表される地域社会などをそれぞれ踏まえつつ論じることができるのである。

第4節 論文構成と主な文献

本論文では北京政府時期を中心とするが、第1章で清朝までの雲南の塩業を論じる。第2章では20世紀初頭の清朝末期における雲南の塩業の諸課題を踏まえつつ、北京政府時期の初期における省政府の改革案について検証する。第3章では北京政府時期の産塩地における改革の施行とその反応について分析を行う。第4章では北京政府時期の塩の流通に関する政策について論じる。第5章では国民政府期における塩業の政策や改革について、北京政府時期を踏まえつつ、考察する。史料は『雲南塩政公報』のほか、雲南省政府が編集した地方志『続雲南通志長編』、稽核所機構の年報、『民国檔案』に収録された政府文書などを主に使用している。

第1章 清朝における雲南の塩業行政

20世紀に入り、中国の官僚や西洋列強は、塩業における課税を流通過程から産塩地に改める提言を行っていた。彼らは産塩地で徴税すれば取引の地域を任意にすべきと主張したのである。中国の塩業改革派の中心人物の一人、張謇はその変革の模範として、雲南を挙げている。第1章では、その改革の趣旨とは異なる実態も含め、当時の清末に至る雲南の塩業の沿革について、特に清代を中心に論じている。

第1節 清朝における雲南塩業の販売政策

清朝の塩業行政は、明朝の方針を継承した面が強い。主要な方針は塩引制度であり、全国の財政を司る戸部が主管した。これは、販売地域とその産塩地までの経路を限定し、その制限区域における販売と徴税を特定の塩商「引商」に独占的に認可するものであった。

一方で、異なる制度が施行される地方もあった。土地税・人頭税を塩税の徴税分割り増したり、引商が応じるような大口の徴税分を細分化したりするなどして、販売地や販売者の規制を緩和していたのである。雲南では後者の制度が採用されており、塩引ではなく塩票が雲南の政府によって発行されている。塩商が各塩産地で塩票を購入し、塩を周辺の県に販売していたのである。

雲南における塩票の発行は明代にもみられ、清代では17世紀後半に施行された。その後は18世紀の前期から末期にかけて、政府が直接塩の生産を管理し、流通の運営を行っていた。しかし、こうした塩業の政府による直接管理は、供給が需要を超えてしまい、住民に強制的に買取らせるようになった。このため、住民反乱が発生したので、1800年以降、塩の流通は再び民間に開放された。産塩地で塩票を購入すれば塩商は製塩業者から直接塩を買い入れ、自由に販売できるようになった。この方針が、のちに張謇から評価されることになったのである。

しかし、劉雋などの先行研究が指摘するように、清代の地方志には19世紀中ごろになると産塩地ごとに販売の区域制限を設ける記述がでてくる。販売地をめぐって産塩地間で生産・供給の競合が進み、雲南の政府は利害の調整を迫られていたのである。実のところ、雲南では清朝の前期や明朝においても、こうした区域制限が採られていた。

第2節 雲南の塩井と塩

雲南は清朝末期、産塩地による課税の観点から注目されていた。これには雲南の多くの産塩地が山中にあって、徴税の確認が容易だと改革派の知識人や官僚に認識されていたこともある。

確かに雲南の産塩地は地中の鉍脈から塩原料を採掘する塩井であり、溪谷に立地して山腹を掘削するものが多い。塩井を中心に塩業労働者が居住し、政府の機関も置かれ、産塩地として地域社会も形成される。しかし、実のところ、政府は産塩地を把握しきれてはいなか

った。塩井では経年により鉱脈の枯渇や坑道の落盤が発生しやすくなる。このため、当初の産塩地の周辺に新規の塩井が開発されていった。当初の産塩地の政府や製塩業者が管理するが、産塩地の拠点が新規の塩井に移ったり、独立した産塩地の拠点到成長したりする場合もある。また、こうした新旧の塩井が閉鎖されたり、運営が再開されたりする場合もあった。民間で閉鎖されたはずの塩井を再開したり、ひそかに新規に塩井を開発したりして、政府の管理下にある塩井の販売市場を侵蝕する状況も存在していた。

塩井において、坑道の掘削や塩原料の採取は専門の業者が周辺の地域で募集した労働者を引率して行い、専門の業者は製塩業者らの招聘によっていた。製塩業者は坑道から搬出された塩原料を濃縮させ、煎熬で塩を固形化させてから政府の倉に収納した。製塩業者は隣保組織が作られ、製塩区域を城壁で囲う塩井も見られる。密造を警戒する政府のこうした管理の下、製塩業者は専門の戸籍に編入され、個々に製塩量の割り当てが課されていた。

実際には、この割り当て量を示す文書が作成され、相続・取引されており、製塩業者としての身分を規定していた。製塩業者の戸籍に属さない者が製塩に従事していたり、割り当て量の証書を持っていても実際には製塩に従事していない者もいたりするなど多様な形態が見られた。塩井において政府は、こうした製塩業者を監督することで製塩を管理していた。また、製塩業者は塩井の坑道の管理と採掘を専門の業者に事実上委ねている。塩井の管理と塩の生産は労働形態の多様化と重層的な委任によっており、政府が掌握しうる余地は多くなかったのである。

第3節 ムスリム蜂起と塩業行政の再編

19世紀の中頃から後半にかけて、ムスリムを中心とする蜂起が雲南で起き、戦乱によって雲南の塩業行政は長期にわたって停滞した。ムスリム勢力・清朝の部隊や地域の有力者などの武装勢力が、各地の塩井を占拠、争奪していた。新規の開発が進んだ塩井もあったが、塩税は生産からではなく流通から、武装勢力の裁量によって徴収、支出されていた。

清朝はムスリム勢力を鎮圧し、塩井も塩業行政の機関による管理に戻された。塩の購入には制限が加わった。塩商は塩票を購入しても製塩業者とは直接取引ができず、政府の倉からの出荷に限定されるようになったのである。

しかし、戦乱後の塩井の復興は、塩井に赴任した塩課大使や、彼らを統括する提挙の裁量に依存していた。彼らには従来課されていた塩の供給量の割り当てが免除・緩和されており、流通への課税も戦乱以降、十年以上続いた。こうした戦乱期の体制の延長によって、雲南の全体レベルでは塩井の生産・流通が放任され、塩井間で販売市場をめぐる競合が進み、隣接する国外地域への輸出もされるようになった。

19世紀末になると、従来の産塩地での課税が非正規の流通税を代替するようになっていた。塩業の復興が進む一方で、雲南では財政支出の機会が増えていた。西洋諸国による清朝への政治的・軍事的な介入が続いた。特に雲南は、清仏戦争や英領ビルマ・仏領インドシナとの国境画定問題など、懸案を抱えていた地域であった。新しい行政のインフラ整備や国防

の充実のため、塩税収入の向上や塩業行政の管理強化が求められていた。

各地の塩井では相互の競合から、課税対象を上回る量の塩を塩商に売却する慣習が形成されており、その売り上げの一部は塩井の政府機関が隠匿したり、或いは提挙が横領したりしていた。19世紀末以降、こうした慣習への取り締まりが強まり、塩税収入の省政府への未送金分が回収されたりするようになった。また、英領ビルマや仏領インドシナからの海塩の流入が意識されるようになり、国境地域における雲南省産の塩の供給が提挙に求められるようになった。国家への危機意識の高まりの下、雲南における塩業行政の権限は省政府に集中するようになり、塩井や塩井を管轄する官吏に対する監督を強化するようになったのである。

第2章 清朝末期・中華民国初期における塩業改革と雲南

清朝末期、開港場における海関組織の展開に伴って、塩業行政においても外国人の任用や、税収の中央政府への送金などの必要性が、西洋列強や清朝によって意識されるようになっていた。中華民国期に入ると、こうした機運に応える組織として稽核所機構が創立されることになった。稽核所機構や塩業改革派の影響のもと、雲南省政府では塩業改革案が作成された。第2章では、清末から中華民国初期にかけての中国と雲南の塩業行政をふまえつつ、雲南塩運使の蕭堃による塩業改革案とそれに対する稽核総所会辦のデー(Richard Dane)の対応について分析している。

第1節 中華民国前夜の再編強化

20世紀初頭まで、清朝の各地における塩業行政は、省の行政を管轄する巡撫・総督が塩税徴収を含め統括していた。しかし、西洋列強の介入に伴い、対外債務や財政支出が増加したため、中央政府への塩業行政の権限の集中が図られるようになった。全国の財政を司る度支部が塩業行政の管轄を監督するようになり、辛亥革命直前には巡撫・総督らによる管理権限を完全に廃止する制度が布告されるに至っていた。

当時、雲南では塩の在庫が大量に発生しており、提挙が自殺したり、逃亡したりする事態が起きていた。英領ビルマや仏領インドシナから雲南の塩より安価・良質の塩が流入し、かつアヘン禁止令によって商人らの経済力が低下していたのである。財源確保の必要性の高まりのなか、塩井で生産された塩の売り上げを、提挙らは省政府によって厳しく督促されていた。在庫の大量発生後は、省中部と国境地域における雲南塩の流通が省政府によって進められるようになった。

第2節 中華民国の成立と稽核所機構の設置

1911年9月、辛亥革命が勃発して各省が清朝から独立すると、新たに成立した中華民国の中央政府は、塩税をふくめ税収の送金途絶に直面した。1913年4月、財政難から北京の中央政府は諸外国と善後大借款を締結した。この借款の返済のための財源として、塩税収入が諸外国から指定されており、塩税徴収を管理する稽核所機構が創立された。

稽核所機構は中央政府には稽核総所、各省には稽核分所などが置かれ、稽核分所の稽核支所を含め、それぞれの機関の長官には中国人とならび外国人が善後大借款の債権国の意向を受けて任用された。これは辛亥革命の混乱のなか、関税徴収を維持して中央政府の財源を確保した海関を踏まえたものである。

当初は海関による塩税の管理も検討されたが、各地で革命軍政府が成立し、独自に流通税を徴収していた省や県などの抵抗が予想されていた。このため、稽核所機構は塩税を流通税としてではなく、産塩地での徴税に一本化する方針を打ち出した。稽核総所の外国人長官の初代会辦のデーは中国政府や債権国に働きかけを行った。その結果、塩税の徴収や送金、

支出の業務だけでなく、塩倉で計量を行う業務など、産塩地において塩税に関わる末端の官吏に及ぶ人事系統を、稽核所機構に所属させることに成功したのである。

中華民国初期においては稽核所機構だけでなく、国内の塩業改革派も塩業行政の変革に影響力を持っていた。20世紀に入ると、多くの官僚や実業家が製塩公司を創業するようになっていた。張謇はその中心人物であり、塩の流通・販売を特定の塩商が独占する従来の塩業行政のあり方を批判していた。清朝政府に対して、製塩公司を外国塩の対抗と徴税の効率化に適応しうる集中管理と大量生産の拠点として強調し、製塩公司の流通・販売への参入を訴えていた。中華民国が成立すると、張謇をはじめ多くの塩業改革派は地方政府や中央政府の要職に登用され、また機関雑誌を刊行するなど広報活動も行った。塩商の反発も強かったが、こうした改革派の台頭や稽核所機構の成立など当時の変革の機運もあり、流通・販売において製塩公司は徐々に進出していった。

第3節 雲南塩業に関する行政改革案の提示

雲南では辛亥革命の勃発により、革命軍政府が成立していた。革命軍政府は、塩業行政において省中部、省南東部、省西部をそれぞれ統括していた提挙を廃止した。そして生産を統括する督煎総局および流通・販売を統括する督銷総局を、これら3つの区域にそれぞれ設置した。生産と流通・販売にそれぞれ特化した職掌に分割されることで、提挙の管理に委ねられていた産塩地の裁量は、更に制限されるようになった。潜在的に製塩業者と塩商が直接取引できる余地も縮小したのである。それ以降も、行政における生産と販売・流通の職掌の分割は維持された。稽核所機構が雲南にも設置され、徴税の管理とそれに伴う流通・販売の把握を行い、そのほか製塩業者の管理が省政府側の塩業行政機関の職掌になったからである。

雲南省を含め各省では、塩業行政は塩運使が統括していた。塩運使は当初、中央政府による起用・赴任がなされたが、着任を拒否する省も少なくなかった。また、稽核所機構による業務の移管、及び運輸・販売の自由化や政府機関の縮小などの改革方針に反発する省政府もあった。

1914年1月に雲南塩運使に着任した蕭堃は、塩業行政に従事した経歴はなかったものの、当時の省政府の中心人物であった蔡鍔や塩業改革派に属する多くの人物とは同郷の関係にあった。当時、一部の省では塩業改革を行っていたが、稽核所機構との併存のもと産塩地や製塩業者に言及した改革案を出した地方政府は少ない。雲南にはデーゲンが視察に訪れており、塩税税率の統一、販売区域の制限解消、政府による流通業務の停止などの改革方針を提示している。蕭堃の改革案はその数か月後の1915年6月に中央政府に通知されている。

蕭堃の改革案は①税率の統一、販売区域の制限解消、塩の在庫整理など流通・販売に関するもの、②国境地域の取り締まり強化など外国塩に関わるもの、③塩井の削減、塩倉の建設、製塩場所の集約化、植林の整備、生産量の制限、製塩業者への手当の拡充など塩の生産に関わるものからなる。

①の税率の統一や区域制限の撤廃はデーゲンの方針と合致している。しかし、③の生産に関

しては手法や改革案そのものにデーネからの批判や慎重な反応が示された。塩井の削減について蕭堃は塩井の削減について、製塩業者への補償を行ったうえで行政措置による一部の塩井の閉鎖を言及していた。しかし、デーネは流通・販売を自由化すれば、塩井間で競合による淘汰が起きるとして、補償を含めた閉鎖措置を不要とした。製塩業者への手当も実際の製塩コストを見極めてから行うべきとして慎重な姿勢であった。製塩場所の集約化は製塩業者の塩の密造・隠匿防止が目的であった。蕭堃の改革案では塩原料の備蓄池や輸送管、共用の製塩施設などの設置などが言及された。この建設工程について、デーネは製塩業者との争議をもたらす不要なものとして批判をしている。結局、蕭堃は隣保組織の編成を代替として検討することになった

第4節 産塩場の社会と蕭堃の改革案

蕭堃との間で一致や相違をみたデーネの改革方針は、全国の塩業改革においても共通している。デーネは塩業の販売・流通の自由化を強く主張する一方、産塩地や製塩業者への行政への介入には否定的であった。民間に平等な競争の環境を与えれば、淘汰が進んで行政による出費が不要になるとする考えがデーネにはあったのである。

塩業改革派は最終的には、デーネと同じく流通と販売の自由化の点で一致していた。しかし、塩業改革派はそれまでの過渡期として政府による塩業の強力な統制を主張しており、デーネとは対立していた。張謇らの改革案は、製塩業者や塩商をそれぞれ公司組織に編入させ彼らの私有財産を公有化するものであった。

製塩公司は塩業改革派が民間から起業し、塩業行政の改革を志向する端緒であった。しかし、張謇が清末に起業した製塩公司「同仁泰塩業公司」は密造の取り締まりが容易であることを強調して政府の融資も受けている。一方では、同仁泰塩業公司は荒廃した産塩地の製塩業者を製塩公司の労働者として雇用して地域における社会不安の緩和に寄与していた。また塩業改革派の改革案では、私有財産の公有化に際して製塩業者らに補償を行うよう定めている。製塩業者や産塩地の住民に対する福利に配慮する側面もあったのである。また公司組織には、従来の生業を保証するだけでなく、個々の事業主を統合して外国の事業種に対抗する趣旨もあった。

蕭堃の雲南における改革案は、特に生産においては全国の塩業改革派に共通する点がある。産塩地を削減するにせよ、再編するにせよ、製塩業者ら住民の生活のために補償や手当など行政措置を行おうとしていたのである。デーネは対照的に、塩業の自由化を即座に実行することを優先し、そのために淘汰される人々には考慮しなかった。デーネは稽核所機構の長官であり、塩税徴収のための合理化が優先される立場にあった。蕭堃や塩業改革派は地方や中央において、塩業の従事者を管理する行政機関、或いは地域の住民を労働者として雇用する企業の立場にあり、地域社会の安定の軽視はできなかった。

第3章 北京政府期の雲南における塩井の行政改革

北京政府期の雲南における塩業の行政改革は、蕭堃以降も提言、試行された。第3章では1910年代末から1920年代中ごろを中心に、改革をめぐって省政府と稽核所機構、そして製塩業者など塩井の住民との関係について考察した。

第1節 護国戦争以降の塩業行政

北京政府期、雲南省の財政において、塩税は比重が高かった。塩税は制度上、善後大借款の締結と稽核所機構の設置により、中央政府の管理下に置かれていた。しかし、省政府は税収を省財政に流用していた。1915年までは、北京政府への支持と引き換えに交渉によって一時的に流用が認められていた。1915年末以降、雲南省政府は護国戦争を發動して北京政府との政治的従属をやめたため、1920年代前半までほぼすべての塩税税収を流用するようになった。

一方で、雲南の稽核分所機構は1915年末以降も省政府からの人事の独立と北京政府の稽核総所との連絡を継続していた。塩業行政に関する支出や、省政府の塩業機関との調整が必要な案件については稽核分所や省政府が稽核総所の判断を仰ぐこともあった。稽核分所、稽核支所の長官には隣国のインドシナを統治するフランスを出身とするものも多く見られた。

第2節 塩井改革実施の実情

蕭堃の離任以降、塩運使署は、塩井の縮小、石炭燃料の導入、流通促進のための自動車道路の整備などを掲げた改革案を1919年に提示している。しかし、北京政府期に雲南の塩業改革を積極的に推進しようとしたのは、稽核所機構であった。稽核分所機構の改革は、大まかに①塩井の削減、②製塩環境の刷新、③塩の収納の徹底化、④製塩業者の権益制限に分けられる。しかし、こうした改革に対して、塩運使はむしろ慎重か、或いは製塩業者たち同様に反対の姿勢を多く示している。

①塩井の削減について、塩運使とも共通するが、稽核所機構の場合、治安が悪化したり、災害が頻発したりする塩井については容易に閉鎖や官署の撤退を提言しがちであった。塩運使は1919年の改革案では補償やほかの塩井への転入など製塩業者への失業対策の必要性に言及していた。稽核分所の提案についても、失業対策の観点から、塩井の閉鎖を回避する姿勢が目立っている。削減の対象として言及される塩井の生産量は、表面上必ずしも大きくはない。しかし、政府が官署を置いていた塩井に往々隣接した立地で、販売市場を侵食する懸念から塩井の製塩業者たちが政府に閉鎖を求める事例もある。塩井における塩原料の配分を持ち寄る妥協策が採られた塩井もあった。閉鎖しても密造の温床になったり、他の塩井の製塩業者の利害に絡んだりする懸念があったのである。

②製塩環境の刷新として、製塩業者の権利を新規に募集し、権利の売り上げから大規模な共同の製塩施設を建設するよう稽核所機構が提案した事例もある。しかし、省政府は売り上

げから得た収入を塩井周辺における自動車道路の建設に使用するとして、提案を却下している。一方、稽核所機構は製塩の煎熬における燃料を、従来の木材から石炭に転換する改革案を植林とともに提案している。塩運使でも方針が一致しており、稽核所機構とともに製塩業者に対して導入を奨励している。ただ、石炭の導入には製塩設備の転換も伴い、品質や埋蔵地の遠近などの課題もあるなどして、製塩業者の反応は振るわなかった。

③塩の収納の徹底については、稽核所機構は塩倉の修築を塩運使に訴えている。蕭堃の後任の塩運使はその必要性を認めていたものの、塩倉の立地環境などで製塩業者らから批判を受け、事実上の先送りを主張するようになった。そのほか、稽核所機構は塩原料の採掘・運搬、製塩・納入時に発生する塩の零細な遺漏物についても、計量や労働時間の調査を通じて把握する提案を行っている。しかし、塩運使の反応は総じて否定的であり、理由としては遺漏物の回収コストや製塩業者らの積極性への影響を挙げたほか、採掘や製塩などの業務に対する稽核所機構の越権行為とする認識を示す場合もあった。

④製塩業者の権益制限については、製塩業者の坑道の管理権限を稽核所機構は問題視した。坑道における落盤事故は塩井の生産量に影響を及ぼすが、稽核所機構は政府による坑道の直接管理の必要性を認識していた。

従来、政府は坑道の管理を製塩業者に委ね、製塩業者は坑道の採掘や管理などの実務を採掘業者とその労働者に委ねていた。こうした慣習が、採掘労働者による盗掘や、坑道の安全にかかわる乱掘を招いていた。塩井や坑道の開発費用は伝統的に製塩業者の資金の持ち寄りによっており、その持ち寄りが製塩の権利とともに塩井や坑道の管理権限の根拠を製塩業者に与えていた。

稽核所機構は政府が鉱物技師を塩井に派遣して技術指導を行い、製塩の権利や坑道の管理権限について年限を設けるよう主張した。この主張は、製塩業者から批判されただけでなく、塩運使からも消極的な反応を受けた。ただ、塩運使は北京政府が定めた製塩の特許を製塩業者に付与すべく製塩業者に対する調査を行うなど、製塩業者を規定・把握する措置も採っている。

製塩業者らは、官吏の任期の短さや以前の技術指導の失敗などから、政府の坑道の管理を信用していなかった。塩運使も製塩業者らの反発に配慮していた。塩運使は恒久的な製塩と坑道管理の権利を見込んで製塩業者が塩井の開発に投資し、製塩設備を調達してきた背景を重視した。塩運使は将来の塩井開発への影響も踏まえ、製塩業者の既得権益を尊重していたのである。

第3節 改革停滞の要因

製塩業者や省政府側の改革への反発や消極姿勢には、改革の負担の所在や製塩業者の発言力、慣習による官民の癒着、そして政府機関における対立などが背景にある。

改革の負担は、石炭の導入に伴う設備の更新など、多くは製塩業者らの給料からの天引きが政府によって想定されていた。製塩業者らへの給料は、塩税などとともに塩の価格を構成

する要素であった。しかし、製塩業者らは物価の上昇や塩井の治安対策費の捻出などから、給料の加増を申請していた。給料を加増すれば塩価を上げるか、塩価を変更しなければ減税をせざるを得ない。政府とりわけ稽核所機構は、製塩コストを厳格に査定するなどして、こうした要求を却下する傾向にあった。製塩業者にとって、こうした状況に加えて改革コストを負担するには限界があったのである。

また、製塩業者らには政府に対して発言力があつた。製塩業者らはしばしばストライキを行ったり、官吏を弾劾したりするなど強硬な措置をとっている。山がちな雲南では流通を担う塩商が成長しにくく、製塩業者の動向は塩業行政に深刻な影響を及ぼしかねない。それだけでなく、製塩業者の有力層には省政府の要人や省議会の議員、省内の企業の経営者の立場を持つものも少なくなかつた。塩井においてこうした有力者は、製塩団体の代表者の立場から他の製塩業者を搾取したり、木材燃料を自給できる山林を持っていたりした。石炭燃料による製塩設備を他の製塩業者が利用できるようになれば、有力者の優位性が失われてしまう可能性があつた。

塩井の官民には、慣習によって看過されていた不正行為が改革によって可視化、解消されるおそれもあつた。塩井の慣習には、坑道の採掘労働者が採掘した塩原料の一部を私蔵したり、製塩過程で出た塩の残留物や遺漏物を、製塩業者が周辺の住民に売ったり、木材燃料の取引の対価に使ったりしていた。こうした不正行為には、官吏への賄賂を伴うものもある。しかし、一方で、製塩業者の給料や採掘業者らの報酬が低く抑えられ、後者は特に労働環境が劣悪・危険であつた事情もある。採掘や製塩など生産労働を維持するため、塩井の政府が黙認していた性質が強いのである。

こうした不正行為は、政府機関の間の対立を助長してもいた。稽核所機構、特に稽核支所の外国人長官が往々、こうした官民の癒着を伴うこうした不正行為を指摘している。指摘が事実であつた場合、塩運使も塩井の官吏への譴責や処罰をせざるを得ない。稽核分所機構が設置された当初、塩井における省政府内部の対応は友好的ではなかつたという。塩井の官吏にとって稽核所機構は自らの既得権益や業績に損害を与えかねない存在であつた。

1910年代末から1920年代中ごろにかけて、塩業改革に積極的であつたのは稽核所機構であつた。これに対し、塩運使ら省政府には、製塩業者らの既得権益に配慮する側面が目立ち、保守的な印象を受ける。実際には稽核所機構の改革案は理想主義に過ぎるとの批判が省政府や製塩業者にあり、効果が見られなかつた石炭燃料の製塩設備の事例もある。一方、塩運使ら省政府の塩業行政機関では、製塩業者や採掘労働者の失業不安や労働条件、塩井間の競争などの事情を考慮していた。石炭燃料の奨励や自動車道路の整備など、改革を進めていた側面もある。当時の塩業行政から、塩井やその周辺において権益をもつ製塩業者などの地域住民、外国勢力・北京政府との関係を維持して改革を主張する稽核分所機構、その間で利害の調整をしながら産業の管理と地域の統治を進めていく地方政権による関係を見出すことができるのである。

第4章 北京政府期の雲南塩業における運輸・販売政策

第4章では、北京政府期の雲南省政府による流通・販売に関する政策について、全国との比較を踏まえつつ論じている。省政府と稽核所機構の間には方針の対立があり、同様の関係を全国の塩業行政においても認めることができる。

第1節 生産による運輸・販売との連続性

雲南では官署が置かれず、民間に生産管理と販売・徴税を委ねられた塩井が散在していた。また、慣習として製塩業者が一部の塩を周辺住民に販売できる塩井もあった。また、運送コストの上昇や塩不足などで、供給が停滞した際、製塩業者が塩商を兼業して流通・販売を行う政策も打ち出されている。しかし、省政府としては製塩業者による流通・販売の兼業は、例外的・臨時的な措置以外、許容されるべきものではなかった。山がちで交通が不便な雲南にあって、製塩業者は塩商以上に塩の供給を左右する存在であり、政府は生産と流通を分離して統制する体制を基本的には維持しようとしていたのである。

第2節 省政府による運輸・販売政策

中華民国期の政府においては塩の流通・販売の自由化が、塩業改革派の理念や稽核所機構の方針として支持されていた。しかし、雲南では塩の供給がしばしば停滞し、統制政策が断続的に施行されている。それは主に、政府が指定した塩商に流通・販売を独占する団体を組織して公認する手法によっていた。ただ、政府の認識としては、あくまで暫定的な措置であった。

政府は、統制の原因となった供給の停滞を、塩商の投機的な買い占めや隠匿に求める傾向がある。しかし、実際はそれだけでなく、運送手段となる駄馬の軍事徴用や県政府や塩井が非正規に行う流通への附加税などが物価の上昇や流通の停滞を助長させていた。北京政府期は省政府の唐繼堯政権が対外拡張をしていた時期であり、軍事的な動員や支出が地理的条件とともに流通環境を阻害していた。

統制政策は、国境地域においては恒常的に行われていた。国境地域では特定の会社組織や塩商に独占的な流通・販売を認可するものであった。廉価・良質な外国塩が流入する地域であって、かつこれらの地域には伝統的な領主層が行政を担っていた。これらの地域において会社組織や塩商には減税措置がなされたが、雲南塩の販売および外国塩の取り締まりは難航した。政府の要求する販売量に満たず、会社が解散したり、塩商が撤退したりしている。

第3節 塩運使由雲竜の弾効

こうした省政府による統制政策は、塩商たちの不満や稽核所機構の批判を招いた。辺境地域の販売を委託していた会社組織の多くは、辺境地域に向かう途上で塩を密売していると塩商が告発をしている。稽核所機構はデーン以来、一貫した塩業の自由化の方針から、省政

府に統制政策を是正するよう度々働きかけている。

省内の主要地域以外における統制政策については、1920年に施行された際、反発が高まって塩運使である由雲竜が同年末に辞職している。稽核所機構から統制の反対が示されたほか、塩商が省議会を通じて由雲竜を弾劾した。塩商らの批判は、統制を通じて塩運使が私財を得ているというものであった。流通・販売において塩商は、省政府の統制政策を掣肘する点で稽核所機構と共通していた。

第4節 中国塩業の運輸・販売政策とその改革

流通と販売における政府の統制の是非をめぐって、稽核所機構は中央政府や地方政府の官僚と対立した。生産と流通・販売との間における政府の介在、および流通・販売の最終的な自由化において、稽核所機構と中国政府は共通していた。しかし、塩業改革派や地方政府の官僚には、政府との関係の深い塩商が組織する会社に、流通・販売の認可を与える傾向があった。政府の統制政策の媒介となる公司組織について、デーレンなど稽核所機構は省政府などに強い懸念を伝え、解散を働きかけていた。稽核所機構は、従来の塩商や公司組織など民間に属するものであっても、特定の勢力による市場の独占を否定していたのである。

他方で公司には、塩業改革派が所有・経営する製塩企業が塩商の独占を打破する端緒となっており、自由化を促進する側面もあった。1910年代後半以降、塩業改革派の中には政府における塩商の依存を再認識し、中華民国初期からの政府による統制による改革手法を反省する傾向もでてきた。中心人物の一人、景本白などは清末以降、続いていた製塩企業の成長によって改革を促進する方針に転換していた。

全国において公司組織は、政府による統制の媒介としての側面だけでなく、製塩事業の再編とともに、塩商による流通・販売の独占を打開していく側面もあった。中国の塩業における要は、流通・販売を担う塩商である。しかし、雲南においても省政府が公司組織などを通じて統制を行い、塩商や稽核所機構からの抵抗を受けた。その動機は塩の供給の停滞と、国境地域における外国塩の流入に起因していた。背景には不便な輸送環境があり、円滑に流通・販売を担う塩商が成長しにくく、相対的に製塩業者の管理が雲南の塩業行政で重要視されていたのである。

第5章 国民政府期における雲南の塩業行政と改革

第5章では国民政府期における雲南の塩業改革について、1930年代前半の塩運使張冲による政策に注目しつつ、北京政府期との比較や、当時の全国の塩業や政治状況の変遷を踏まえつつ考察した。

第1節 国民政府期の塩業行政と雲南

国民政府は北伐を通じて全国政権になる過程において、稽核所機構を接収していった。外国勢力が中国の財政に介入を行った印象から、稽核所機構の廃止が検討されたが、その塩税管理の能力を評価されて存続することになった。1930年代前半以降、国民政府は地方政府に対する軍事的、政治的な掌握を行っていくに伴い、稽核分所の長官に塩運使を兼任させて各省の塩業行政を回収していった。

国民政府も北京政府期の塩業行政の理念を継承し、塩商による独占販売の特権を廃止する姿勢を打ち出したが、財政における塩商への依存を脱しきれなかった。それでも、製塩会社の成長や、塩商の関与が及ばない鉄道や汽船などの輸送手段の展開により、塩商の独占販売は衰退していった。塩商の衰退は、日中戦争によって、経営基盤であった生産地や販売地が失われたことにより決定的となった。

塩商が供給する塩が低劣で高価であったため、製塩企業は南京地区などで徐々に市場の支持を得ていった。しかし、製塩企業が急速に成長したのが日中戦争である。製塩企業も従来の立地を失い、四川など内陸部に移転したが、膨大な人口が流入する後方地域において販売市場を得ることとなった。一方で、四川では従来の製塩業者が移転してきた製塩企業によって淘汰される懸念があったが、政府が製塩業者による生産にも奨励を行ったため、製塩業者による製塩もさかんであった。

国民政府は全国の塩業行政の掌握を進めていったものの、日中戦争によって、方針に掲げていた流通・販売の自由化が不可能になり、統制政策に転換した。政府が流通・販売の団体を公認し、一部の地域は政府が直接供給を行った。しかし、こうした団体は乱立しがちであり、戦争後期には塩の横流しが横行するようになっていた。

雲南では、国民政府期は1945年に至るまで竜雲を中心とする政権が長期に統治していた。日中戦争によって国民政府中央が統治領域の多くを失うと、雲南への政治的・軍事的介入が強まった。政治的な安定期であった1930年代、省政府は省内の経済建設を進めており、財政庁の陸崇仁など省政府の要人が省内の多くの企業を所有・経営していた。こうした企業は中央政府との対立が深まった1940年代、省政府の財政基盤を支えていた。

国民政府期の塩運使は、竜雲の軍人時代の部下である張冲や、義弟の李培炎など個人的な紐帯が強い人物が就任していた。特に張冲の治績に関しては、多岐にわたる塩業改革案を提示しており、特に省の在基盤を支えた企業の一つ、一平浪製塩場の建設が注目されてきた。

第2節 張沖の塩業行政改革

張沖は塩運使就任に際し、官吏人事の見直しや流通・販売政策の調整、製塩業者などへの生産改革の方針を打ち出していた。塩業行政においては所属している財政庁から会計員の派遣を受け入れ、また塩運使署でも会計員を養成し、各塩井に派遣して監督強化を進めた。流通・販売政策について、就任後に張沖は自由化を進めたが、競合や投機行為が激化して統制政策に変換している。統制政策は後任の李培炎にも受け継がれ、日中戦争の勃発後、塩運使が稽核所機構に接收されるまで続いた。実のところ、張沖の就任前の1920年代後半、北京政府期から国民政府期への移行時期においても、自由化と統制政策が繰り返されている。

製塩業者や産塩地に対しては抜本的な改革が施行された。従来の製塩業者の坑道管理と製塩の権利を否定し、製塩業者は製塩量を画一的に割り振られるものとされた。また、一定規模の塩井には製塩業者による公司組織が編成され、生産だけでなく運輸・販売も担当するとされた。前者の製塩業者の権益の縮小については北京政府と類似するが、後者の製塩業者による運輸・販売の推進については省政府の従来の塩業政策においては異例である。

ただ、製塩業者の公司組織は、供給量や価格、登録数などで塩運使や塩井の政府による指定を受けており、民間企業というよりは政府による統制のための団体の性格が強い。結局のところ、製塩業者の権利証明は、李培炎の在任時期に至っても制限の検討された形跡が見られるなど、依然として存続していた。また製塩業者による公司組織は政府の指定した供給量に満たず、ほとんどが創業から数年以内に解散している。李培炎の任期中は国民政府の法令に基づき、製塩業者の同業者団体の再編が試みられたものの移行は進まず、伝統的に形成されていた同業者団体がその後も存続していた。

張沖の塩業改革において、一平浪製塩場の建設と操業は、張沖の任期以降も存続し、雲南の塩業に大きな影響を与えた。画期的であったのは、立地が塩原料の埋蔵地ではなく、製塩における煎熬の燃料となる石炭の産地によっていたことである。産塩地から製塩場まで輸送管が敷設され、製塩場では製塩労働者が画一的に作業を行うよう規格化された製塩施設が配備された。一平浪製塩場では製塩の従事者は製塩に特化しており、塩原料採掘の管理とは無関係になった。一平浪製塩場の経営企業の株主には、一平浪に塩原料を供給する周辺の塩井の製塩業者が、優先的に充当された。しかし、企業経営は財政庁など省政府から派遣された官吏によっており、一平浪の周辺地域における製塩業者が従来の権益を損なうことは明らかであった。

一平浪製塩場への製塩業者の不満は根強く、建設現場における妨害行為を行ったり、政府の各機関に陳情を行ったりしている。中央政府にも日中戦争の初期より陳情が続いていたが、当初は省政府の建設・操業方針を支持していた。その後、中央政府は認識を改めている。雲南稽核分所が省の塩運使機構を接收して改組した雲南塩務管理局によって、調査が行われ、輸送管の材質や生産規模、製塩業者など周辺の塩井における失業など、製塩業者が訴えた懸念が裏付けられたのである。日中戦争の長期化による塩の増産や失業に伴う治安の動揺も考慮され、雲南塩務管理局によって一平浪製塩場の周辺における塩井の製塩業者たち

は生業を維持することになった。

第3節 雲南省の塩業行政における中央と地方の対立

国民政府期、一平浪製塩場をめぐる製塩業者たちの陳情と同様、民間の中央政府への働きかけによる省政府への掣肘は、流通・販売における統制政策でも見られた。日中戦争期の初期、塩商の中央政府への陳情や稽核分所による撤廃要求にもかかわらず、塩運使は統制政策を維持している。北京政府以来の自由取引の原則を稽核所機構は維持しており、塩運使を接收して塩務管理局として省内の塩業行政を統括すると、流通・販売の自由化が行われた。

しかし、日中戦争の長期化により、流通・販売の統制政策への方針転換が行われた。全国の塩業行政と同じく、雲南でも塩務管理局の管轄のもと、流通・販売を担う団体が多く組織された。しかし戦争末期には闇市を通じた供給が横行し、住民や省政府から販売・統制政策に対する抗議が度々なされるに至っている。

張冲の改革は、特に生産において北京政府期の改革を継承した点が認められる。製塩業者の塩井の坑道管理や製塩など、民間で形成された権益を否定した。一平浪製塩場では製塩設備の極地集中によって、製塩現場の監督を強化し、製塩業者による塩井の坑道への関与を遮断した。こうした改革は、むしろ北京政府時期には稽核所機構が積極的であり、塩運使は製塩業者の権益を考慮して慎重な姿勢であった。それより以前、製塩業者や産塩地への改革案を、塩運使でも蕭堃が打ち出していたが、失業など製塩業者への考慮も踏まえていた。しかし、一平浪製塩場の操業では、周辺の塩井の製塩業者たちの生業に対する塩運使の関心は、薄い。1930年代は省内が政治的に安定し、建設政策が進展する状況から、省政府が北京政府時期の改革に慎重な調整姿勢から、積極姿勢に転換する機運が生じていたこともうかがえる。

稽核所機構は外国勢力の影響がなくなり、国民政府中央の出先機関としての性格を強めつつ、北京政府以来の自由化の方針を維持していた。稽核所機構は雲南省で塩務管理局として塩運使の塩業行政機関を接收し、流通・販売の自由化を実現した。しかし、日中戦争の激化によって、国民政府自体が地方勢力の性格を帯びるに伴い、流通・販売の統制だけでなく、製塩業者の既得権益への配慮など、むしろ北京政府期の地方政権の塩業行政と方針が類似するようになった。

製塩業者や塩商らは、既得権益の保守や利益の機会拡大を意図して、中央政府に働きかけ省政府を掣肘する行動を示すようになっていた。しかし、中央政府がかつての省政府と類似した方針をとることによって、製塩業者は生業を維持し、塩商は統制政策によって不満を抱くようになった。

終章

第1節 塩業における行政と社会の特徴

雲南の塩業において、各地に散在する塩井を政府が管理する体制が整えられていく一方で、政府が把握していない塩井が伏在していたり、移民の流入によって新規の塩井が多く開発されたりしていた。19世紀後半にムスリム蜂起が起きると、塩井や現地の製塩業者における自主性が、政府の管理する塩井でも顕著になった。19世紀末以降、塩業を掌握しようとする政府の動きが再び強まった。省政府は、塩業改革派の主張が示唆するように、市場における壟断や操縦への警戒と公平性の維持を根拠に、民間の塩業事業者に対して積極的な干渉や統制政策をしばしば実施していた。しかし、雲南省政府は結局のところ、製塩業者や採掘業者を媒介に塩井の生産を監督する体質から完全に脱却することができなかった。

塩の専売制を敷いていたのは中国だけではない。例えばインドのベンガル地域では、中国と同様に、製塩業者は塩を政府の倉に納入させられ、塩商がその塩を購入したのちに流通・販売を担って徴税を行っており、塩の横流しも横行している。しかし、ベンガルでは製塩業者の製塩は政府との定期契約によっており、用地転用や転業などで政府に対して交渉力を持っていた。塩商は年四回に及ぶ入札を経て、塩を入手して販売していた。対照的に、中国では製塩業者は戸籍に編入され、塩商は販売地域を固定されるなど、身分や事業形態は長期的に政府の規定を受けていた。

第2節 中華民国の公私関係における塩業と雲南

こうした塩業事業者への方針は、20世紀になり西洋の企業組織を公司として適用した際も継承された。塩業の公司組織は、清末の張謇を嚆矢に、中華民国に入ると景本白などが製塩公司を創設・経営しており、製塩公司による流通・販売への参入を訴えた。政府との関係の深い塩商による独占販売を打破し、民間の自由な競争を実現するため、製塩公司には塩業行政の変革を促す新しい意義があった。

一方で、製塩公司には行政との関係を重視した側面がある。清末には、政府の融資を受けたり、また伝統的な塩業の懸案である塩の密造を防止する効用を説いて創設の必要性を訴えたりしていた。雲南では省政府が従来からの製塩業者に製塩公司の組織を命じて供給量を指定したり、一平浪に製塩公司を創設して製塩業者の權益を奪ったりしている。

流通・販売においては、公司組織は多くが政府の統制政策の媒介の役割を果たした。稽核所機構は流通・販売を担う運塩公司に地方政府とつながりの深い塩商が関与していたり、地域の販売を独占したりしているとして、中央政府や地方政府に解散を働きかけている。しかし、塩業改革派は自由で公平な塩業への過渡期として、流通・販売における運塩公司の配置を説いていた。雲南でも外国塩の流入防止や省内における安定的な供給のため、一部の地域や期間において、公司組織による独占販売を公認した政策を採っている。

20世紀に入り、中国では自由主義思想が浸透し、地方主義が台頭した。しかし、知識人の中で、自由主義については、個人による自由と営利の追求が、国家の富強に資するものとして主張された。また地方主義については、省など出身地域の優位性があくまで中国という

国家の枠組みで強調された。西洋の社会についても、系統的な秩序を持つ存在として認識され、その対比として現状の中国を分散的な社会として批判するものもいた。近代的な国家や社会への建設は、統合の性質が強調され、隣保組織など、近代以前に政府が組織した団体が注目・援用される場合もあった。

第3節 利害対立の調停と国家統合の維持

清末以降、省政府は国境防備の強化や建設事業など国家の財源確保の必要性に応えるため、産塩地の行政管理を強めていった。中華民国以降、北京政府が規定した製塩の特許や、南京の国民政府が定めた同業者団体に関する法令に基づいて、製塩業者や塩商を再編しようとした。人事や税収が自律し、政治的・軍事的に緊張した関係にもなったが、省政府が中央政府の方針を利用して省内の統治を強化していく側面が伺える。しかし、省政府のこうした試みは必ずしも有効ではなかった。産塩地の塩井では従来、製塩業者が塩井の開発者として製塩だけでなく坑道の管理に強い権益を持ち、省政府や稽核所機構の改革に反対した。同業者団体も結局、政府が企画した団体が伝統的な組織を代替することはなかった。

稽核所機構は北京政府期、外国列強の強い影響力を持つ機関であったが、厳正な徴税管理を通じて中央政府としての信頼を北京政府にもたらした。稽核所機構は中央政府の出先機関としての側面を見出されて、国民政府でも存続した。雲南では稽核所機構は北京政府期に塩井における政府の管理権限強化を図り、製塩業者や省政府から反発や消極的の反応を受けた。製塩業者には既得権益があり、省政府には製塩業者らへの考慮や中央政府への警戒感があったからである。しかし、自由化の方針を堅持する稽核所機構は省政府による流通・販売の統制には塩商と共通した不満を持っていた。また、国民政府期に省政府による一平浪製塩場の操業に危機感をもった製塩業者たちは稽核所機構に陳情を行って対抗しようとしている。このように、中華民国期の雲南の塩業では、中央政府と省政府、省内の事業者は相互に対抗・連携する関係が見られた。

中華民国期における塩業行政は、従来の製塩業者や塩商などによる政府と民間の両属的な性質を変革しようとするも、その依存から脱却できなかった。製塩業者や塩商の有力者は同業者団体の責任者の立場を通じて他の事業主を搾取したり、塩の横流しを行ったりしており、その両属性によって政府と民間の双方に損益をもたらさうる中間的な存在であった。

省政府も地域において国家と社会の中間に立ちつつ、域内の管理を安定・強化を図る地方政権であった。北京政府期、省政府は財政を塩税収入に大きく依存しており、塩業行政における急進的な改革には慎重な態度を採った。石炭燃料の導入の奨励など、一部の改革には肯定的であったが、製塩業者や採掘労働者の権益や生計の現状に配慮していた。彼らの塩原料の盗掘や塩の密造などの不正も旧態依然のまま黙認しようとしていた。同時に、塩の供給は塩税収入だけでなく省内住民の厚生にも関わるため、その安定的な供給のため流通・販売の統制政策をしばしば採用し、塩商たちからは不満を招いている。また、省政府が中央政府の規定や法令を通じて塩業事業者の掌握・再編を進めようとした点は前述のとおりである。

北京政府期の稽核所機構が改革に積極的であったのは、そもそも外債の返済のための塩税の管理機関であったためであり、塩業の事業者たちの利益や生活を必ずしも優先的に考慮したものではなかった。ところが国民政府期、省内の政情が安定した状況になると、改革を省政府が推進するようになった。一平浪製塩場は製塩業者をはじめ周辺の塩井の住民の既存の権益を排除する形で省政府が創設した公司組織である。一平浪製塩場は日中戦争期も存続して省政府の財政を支えた。中央政府は稽核所機構を改組して雲南の塩業行政を接収した。しかし日中戦争以降、塩業事業者の既存利益を考慮しつつ、流通・販売の統制政策を敷いた。戦争の長期化に伴い、国民政府の統治区域が縮小し、地方における中央政府の介入が強化されることで、中央政府の地方政府化という倒錯した現象が現れたのである。

第4節 中華人民共和国期における塩業行政

中華人民共和国が成立すると製塩業者や塩商は政府と民間の共同経営による公司組織や合作社に編入された。各地の公司組織は省や直轄市など地方政府が統括を行っていたが、中央政府は全国の塩業行政を管轄していた。政府の中央と地方では権限の比重は時期によって差があり、大躍進期や改革開放時期などで関係の緊張もあった。流通・販売には区域が政府によって設定され、違反者には罰金が課せられていた。こうした規制は販売・流通における既得権益から、2016年まで続いた。生産においては地下資源の調査により新たに産塩地を得た省もあったが、生産された塩は全て政府によって買い取られていた。このように、中華人民共和国における塩業行政は、清朝以前の政府の専売制や中華民国期における企業組織への介入を通じた統制政策を継承している面が強いのである。

参考文献一覧

漢文・漢語(編著者名 50 音順)

*編著者名が不詳、もしくは慣例で未表記のものは篇名 50 音順

- ・阿波「自流井塩業股份方式的歴史形成」(『塩業史研究』1993年3期)。
- ・迤西陸防各軍總司令部編『西事彙略』(1912年)、雲南省図書館所蔵。
- ・雲南塩運使署編『雲南塩務輯要統編』(1918年)、雲南省図書館所蔵。
- ・雲南塩運使署編『雲南塩政公報』(4-47期、1919-1925年)、雲南省図書館所蔵。
- ・雲南行政公署編『雲南実業雑誌』、雲南省図書館所蔵。
- ・『雲南省議会弾劾塩運使由雲竜違法貪汚之書牘』(1921年)、雲南省図書館所蔵。
- ・雲南省政府編『雲南行政紀実』(1943年)、学習院大学図書館所蔵。
- ・雲南省大姚県地方志編纂委員会編『大姚県志』(雲南大学出版社、1999年)。
- ・『雲南省第四屆省議会提議取消塩務督局案』(1925年)、雲南省図書館所蔵。
- ・雲南省地方志編纂委員会編『雲南省志』塩業志(雲南人民出版社、1993年)。
- ・雲南省檔案館編『民国雲南塩業檔案史料』(雲南民族出版社、1999年)。
- ・雲南省姚安県地方志編纂委員会編『姚安県志』(雲南人民出版社、1996年)。
- ・『雲南政治官報』、雲南省図書館所蔵。
- ・『雲南政治公報』、雲南省図書館所蔵。
- ・『雲南政報』、雲南省図書館所蔵。
- ・雲南清理財政局『雲南全省財政説明書』(經濟学会編、1915年)。
- ・雲南留学生同郷会編『雲南』(中国国民党党中央委員会党史史料編纂委員会、1968年)。
- ・塩政雜誌社編『塩政雜誌』1-21期(1912-1917年)。
- ・王守基編『塩法議略』(1886年)、早稲田大学図書館。
- ・王少山「張冲兼任塩運使の塩政改革」(『雲南文史資料選輯』16輯、1982年)。
- ・王崧・李誠編『雲南通志稿』(1835年)、Harvard-Yenching Library。
- ・王振忠「积“窩”」(『中国經濟史研究』1996年3期)。
- ・王先明『變動時代の郷紳：郷紳与郷村社会結構変遷(1901-1945)』(人民出版社、2009年)。
- ・王文成・江燕等編『滇繫雲南經濟史料輯校』(中国書籍出版社、2004年)。
- ・王明珂『華夏辺縁』(社会科学文献出版社、2006年)。
- ・何珍知「康熙時期的雲南塩政」(『中国歴史博物館館刊』3期、1983年)。
- ・夏国祥「近代中国塩政改革思想初探」(『塩業史研究』2009年3期)。
- ・郭存莊編『乾隆白塩井志』(『中国地方志集成 雲南府県志輯』67輯、鳳凰出版社、2009年)。
- ・韓森「民軍光復上海広州南京等地的檔案資料選輯」(『歴史檔案』1981年3期)。
- ・韓晋芳・董亜峰「『人民团体』の歴史演變」(『社会組織研究』2012年12期)。

- 韓玲梅『閻錫山实用政治理念与村治思想研究』(人民出版社、2006年)。
- 忻頻編「雲南鹽務管理局報告1939年整理雲南鹽務經過」(『民国檔案』2012年1期)。
- 魏徵撰『隋書』(中華書局、1973年)。
- 許惠民「護国戰爭与雲南財政」(『思想前線』1991年6期)。
- 金普森、董振平「論抗日戰爭時期国民政府鹽專賣制度」(『浙江大学學報(人文社会科学版)』31卷4期、2001年)。
- 荊德新編『雲南回民起義史料』、雲南民族出版社、1986年)。
- 景学鈐編『塩迷專刊』(1935年)、東洋文庫。
- 倪玉平「李鴻章与晚清兩淮塩政改革」(『安徽史學』2009年1期)。
- 倪蛻編『滇雲歷年伝』(雲南大学出版社、1992年)。
- 嚴学熙「張謇与淮南塩墾公司」(『歷史研究』1988年3期)。
- 嚴鈞「試論民初四川塩業長期徘徊的根本原因」(『井塩通訊』1983年2期)。
- 嚴中平『清代雲南銅政考』(中華書局、1957年)。
- 胡爲謨·陳希芳編『雍正雲南州志』(『中国地方志集成 雲南府県志輯』82輯、鳳凰出版社、2009年)。
- 胡門祥「南京国民政府初期的塩務稽核所職權問題——以英国的対応為中心」(『塩業史研究』2016年2期)。
- 吳強「抗戰時期的雲南塩業」(『塩業史研究』1995年3期)。
- 吳自肅·丁煒·范承勳·王繼文編『康熙雲南通志』(『中国地方志集成 省志輯 雲南』、鳳凰出版社、2009年)。
- 江蘇省啓東県志編纂委員会編『啓東県志』(中華書局、1993年)。
- 江蘇同郷会編『江蘇』(中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会、1968年)。
- 『高宗純皇帝実録』(『清実録』、中華書局、1985年)。
- 黄培林「民国年間滇塩の産製管理」(『塩業史研究』1993年1期)。
- 黄培林·鍾長永主編『滇塩史論』(四川人民出版社、1997年)。
- 黄健·程竜剛·周勁編『抗戰時期的中国塩業』、巴蜀書社、2011年)。
- 国家檔案局明清檔案館『義和團檔案史料』下冊(中華書局、1959年)。
- 『国民政府公報』(河海大学出版社、1989年)。
- 柴繼光「河東塩務稽核分所始末」(『運城師專學報』1986年1期)。
- 史允「唐繼堯政府財政与富滇銀行的关系探析」(『雲南行政学院學報』2009年3期)。
- 師範編『滇繫』(成文出版社、1968年)。
- 謝本書『張冲伝』(四川民族出版社、1993年)。
- 謝本書『竜雲伝』(四川民族出版社、1999年)。
- 朱霞「從『滇南塩法図』看古代雲南少数民族的井塩生産」(『自然科学史研究』23卷2期、2004年)。
- 朱霞『雲南諾鄧井塩生産民俗研究』(雲南人民出版社、2009年)。

- 朱霞「『滇南塩法図・黒井』の図形閲読与歴史考証」(『雲南社会科学』2010年5期)。
- 朱宇宙「明清時期塩業政策の演變与揚州塩商の興衰」(『揚州大学学报(人文社会科学版)』、1997年5期)。
- 周志初「曾国藩与兩淮塩務」(『揚州師範学报(社会科学版)』、1987年4期)。
- 周鍾嶽主編『新纂雲南通志』(1944年編、李春竜、牛鴻斌点校、雲南人民出版社、2007年)。
- 周鍾嶽主編『統雲南通志長編』(雲南省志編纂委員会辦工室、1985年)。
- 周雷鳴「光復軍考述」(『民国檔案』3期2004年)。
- 舒瑜『微「塩」大義—雲南諾鄧塩業の歴史人類学考察』(世界図書出版公司、2009年)。
- 邵陽市地方志編纂委員会編『邵陽市志』(湖南人民出版社、1997年)。
- 鍾長永「劉瀛洲与民国時期的自貢塩業」(『塩業史研究』1994年4期)。
- 鍾長永「抗日戦争時期的四川塩業經濟」(『塩業史研究』1995年3期)。
- 鍾長永『中国塩業歴史』(四川人民出版社、2001年)。
- 岑春蓂編『岑襄勤公遺集』(文海出版社、1976年)。
- 沈竊・張約敬編『康熙琅塩井志』(『中国地方志集成 雲南府県志輯』67輯、鳳凰出版社、2009年)。
- 沈嵐編「雲南塩務当局答復地方參議會質詢塩務問題史料選(1)」(『民国檔案』2012年2期)。
- 秦和平『雲南鴉片問題与禁煙運動』(四川民族出版社、1998年)。
- 『政府公報』(中国第二歴史檔案館編、上海書店、1988年)。
- 靖道謨等編『雲南通志』(1735年)、Harvard-Yenching Library。
- 石芳勤編『譚人鳳集』(湖南人民出版社、2007年)。
- 『宣宗成皇帝実録』(『清実録』、中華書局、1986年)。
- 冉綿惠・李慧宇『民国時期保甲制度研究』(四川大学出版社、2005年)。
- 『楚雄州塩業志』編纂委員会編『楚雄州塩業志』(雲南民族出版社、2001年)。
- 蘇白仙「雲南塩務概況及其内幕」(『雲南文史資料選輯』29輯、1986年)。
- 宋教仁『宋教仁日記』(中華書局、2014年)。
- 宋志東「民国時期山東塩業生産管理研究」(『塩業史研究』2008年1期)。
- 宋良曦「從四川塩務稽核所看軍閥与帝国主義的關係」(『井塩史通訊』11期、1983年)。
- 宋良曦「川塩緝私略論」(『塩業史研究』1輯、1986年)。
- 宋濂撰『元史』(中華書局、1976年)。
- 曾仰豐『中国塩政史』(商務印書館、1989年再版)。
- 譚其驥主編『中国歴史地図集』8冊(地図出版社、1987年)。
- 檀萃編『滇海虞衡志校注』(雲南人民出版社、1990年)。
- 中華民國財務部塩務署編『清塩法志』(1920年)、国立国会図書館所蔵。
- 中華民國行政院財政部塩務総署編『中国塩政実録』(文海出版社、1971年)。
- 中華民國財政部塩務総局資料室編『中国塩政実録』第4輯(1948年)、東洋文庫所蔵。
- 中華民國財政部塩務署編『塩政彙編』(1936年)、東洋文庫所蔵。

- 中国科学院歷史研究所第三所編『雲南貴州辛亥革命資料』(科学出版社、1959年)。
- 中国史学会編『辛亥革命(4)』(上海人民出版社、1957年)。
- 中国社会科学院近代史研究所『近代史資料』編訳室主編『雲南雜誌選輯』(知識産権出版社、2013年)。
- 中国第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』3輯財政2(江蘇古籍出版社、1991年)。
- 中国第二歷史檔案館・中国海関総署办公厅・茅家琦・黄勝強・馬振犢編『中国旧海関史料1859-1948』(京華出版社、2002年)。
- 中国第二歷史檔案館編『民国時期西南辺疆檔案資料匯編雲南広西綜合卷』(社会科学文献出版社、2014年)。
- 張瑩「民国時期塩務機構述略」(『民国檔案』2000年2期)。
- 張学君「辛亥革命与自貢塩業」(『井塩通訊』1983年2期)。
- 張学君・冉向榮編『明清四川井塩史稿』(四川人民出版社、1984年)。
- 張謇『張謇全集』(上海辞書出版社、2012年)。
- 張生・周宗根「試論南京国民政府の政策取向和操作後果—以塩税為切口」(『徐州師範大学学報』26卷2期、2000年)。
- 張世慶・趙大宏・欧陽常貴編『杜文秀帥府秘録上卷』(四川人民出版社、1995年)。
- 張冲「雲南塩政改革方案」(1931年) 雲南省図書館所蔵。
- 張冲『改組各井竈戸方案』(1932年5月)、雲南省図書館所蔵。
- 張廷玉撰『明史』(中華書局、1974年)。
- 張立傑「抗戦後期国統区の塩政改制」(『抗日戦争研究』2004年3期)。
- 張立傑『南京国民政府の塩政改革研究』(中国社会科学出版社、2011年)。
- 張立傑「抗戦時期中国塩業産銷概況研究」(『塩業史研究』2015年3期)。
- 趙小平「塩与唐繼堯時期的滇系軍閥」(『塩業史研究』1999年4期)。
- 趙小平「試論滇塩在商品流通中の歴史作用」(『塩業史研究』2002年1期)。
- 趙小平「清代滇塩の流通与銷塩市場の拓展」(『塩業史研究』2004年1期)。
- 趙小平「抗日戦争時期雲南塩業發展研究」(『塩業史研究』2005年3期)。
- 趙小平「試論雲南塩鉦生産、移民与工商市鎮形成、發展の關係」(『四川理工学院学報(社会科学版)』21卷4期、2006年)。
- 趙小平「民国時期雲南塩商、私塩与緝私關係探析」(『四川理工学院学报(社会科学版)』23卷1期、2008年)。
- 趙小平「滇塩与政治、軍事及辺疆問題の關係研究」(『塩文化研究論叢』2輯、2008年)。
- 趙小平「略論清代雲南塩税及其变化」(『塩業史研究』2008年4期)。
- 趙小平「北洋政府時期滇塩の運銷体制演变研究」(『塩文化研究論叢』3輯、2008年)。
- 趙小平「民国時期雲南塩商、私塩与緝私關係探析」(『四川理工学院学報(社会科学版)』23卷1期、2008年)。
- 趙小平「民国時期雲南私塩与緝私制度的變遷」(『塩業史研究』2010年1期)。

- 趙小平「清代雲南私塩与緝私制度演變研究」(『塩文化研究論叢』4輯、2010年)。
- 趙小平「民国時期雲南塩業生産技術改進与生産關係演變研究(1927年-1937年)」(『四川理工学院學報(社会科学版)』26卷4期、2011年)。
- 趙小平「北洋政府時期雲南塩業生産研究」(『四川理工学院學報(社会科学版)』27卷1期、2012年)。
- 趙小平「清代雲南塩政探析」(『塩文化研究論叢』6輯、2013年)。
- 趙小平・石俊傑「明末至民国時期箇旧錫業生産關係變遷研究」(『學術探索』2008年5期)。
- 趙小平・余勁松「清代雲南塩業生産中的薪本銀借貸問題研究」(『塩業史研究』2017年1期)。
- 趙藩主編『雲南叢書』(1914年)、雲南省図書館所蔵。
- 趙爾巽撰『清史稿』(中華書局、1976年)。
- 趙贊・滿志敏・方書生「蘇北沿海土地利用變化研究—以清末民初廢竈興墾為中心」(『中國歷史地理論叢』18卷4輯、2003年)。
- 陳燦等編『光緒雲南通志』(1894年)、Harvard-Yenching Library。
- 陳福崇「自貢个体塩民生産經營管理綜述」(『塩業史研究』1991年4期)。
- 陳鋒「清代戸部の塩政職能」(『塩業史研究』1998年2期)。
- 丁瓊「清代滇粵“銅塩互易”有關問題探析」(『塩文化研究論叢』6輯、2013年)。
- 丁瓊「清代雲南食塩産銷及区域市場研究」(『塩文化研究論叢』7輯、2014年)。
- 丁長清『民国塩務史稿』(人民出版社、1990年)。
- 丁長清・唐仁粵主編『中国塩業史』近代当代編(人民出版社、1997年)。
- 『天南新報』、雲南省図書館所蔵。
- 渡辺惇(程永明訳)「山東問題与青島塩業」(『都市研究』106期、2002年)。
- 唐炯等編『統雲南通志稿』(1901年)、Harvard-Yenching Library。
- 董咸慶「雲南食塩産地沿革与變遷」(『塩業史研究』1輯、1986年)。
- 董咸慶「清代雲南塩務制度」(『雲南大学史学論叢』4輯、1989年)。
- 董振平「1937-1941年国民政府食塩運輸制度述論」(『塩業史研究』2002年1期)。
- 董振平「論1927-1937年国統区食塩専商制与自由貿易制之爭」(『塩業史研究』2003年4期)。
- 董孟雄『雲南近代地方經濟史研究』(雲南人民出版社、1991年)。
- 南開大学經濟研究所經濟史研究室編『中国近代塩務史資料選輯』(南開大学出版社、1985-1991年)。
- 馬俊垂「兩淮塩業中的集团博奕与利益分配—張謇塩業改革的实践与困境」(『淮陰師範学院學報(哲学社会科学版)』29卷、2007年)。
- 馬伯周「張冲軼事紀略」(『昆明文史史料選輯』5輯、1985年)。
- 范成剛「塩源塩業竈戸興廢史実」(『塩業史研究』1988年4期)。
- 范曄撰『後漢書』(中華書局、1965年)。

- 班固撰『漢書』(中華書局、1962年)。
- 潘先林『民国雲南彝族統治集團研究』(雲南大學出版社、1999年)。
- 潘定祥編『雲南鹽政紀要』(1912年)、東洋文庫所藏。
- 樊綽編、向達校注『蠻書校注』(中華書局、1962年)。
- 費孝通『鄉土中國』(觀察社、1948年)。
- 畢光宏「雲南鹽礦地質特征及鹽礦地質調查勘探史略」(『鹽業史研究』1996年3期)。
- 方國瑜編『雲南史料叢刊』(雲南大學出版社、1998-2001年)。
- 楊勳民編『雲南鹽務紀要』(1941年)、雲南省圖書館所藏。
- 楊妍『地域主義与国家認同』(天津人民出版社、2007年)。
- 楊璿·沈懋价編『康熙黑鹽井志』(『中國地方志集成 雲南府縣志輯』68輯、鳳凰出版社、2009年)。
- 楊長興編『雲南鹽務輯要』(1914年)、雲南省圖書館所藏。
- 楊柏惠「以丁之名—再論明清雲南黑白琅井鹽課提舉司的賦役徵派」(『鹽業史研究』2016年3期)。
- 楊柳、諸錫斌「黑井傳統製鹽技術新考」(『雲南農業大學學報』1卷1期、2007年)。
- 羅其沢·李訓鉉編『民国鹽豐縣志』(『中國地方志集成 雲南府縣志輯』69-70輯、鳳凰出版社、2009年)。
- 李偉中『20世紀30年代縣政建設實驗研究』(人民出版社、2009年)。
- 李巨瀾『失範与重構—一九二七年至一九三七年蘇北地方政權秩序化研究』(中國社會科學出版社、2009年)。
- 李強「倪嗣冲与民国初年安徽鹽務」(『北華大學學報(社會科學報)』14卷3期、2013年)。
- 李訓鉉編『統緒白鹽井志』、1907年刊、東洋文庫所藏。
- 李珪『雲南近代經濟史』(雲南民族出版社、1995年)。
- 李國忠『民国時期中央与地方的關係』(天津人民出版社、2004年)。
- 李新主編『中華民國史』2編1卷(中華書局、1987年)。
- 李福德「四川鹽業發展概述」(『鹽業史研究』1992年1期)。
- 劉經華「論洋會辦丁恩在民国初期的鹽務改革」(『廈門大學學報(哲社版)』1997年1期)。
- 劉經華「論民初食鹽就場專賣制与就場徵稅制之爭」(『民国檔案』2003年3期)。
- 劉經華「民国初期食鹽貿易自由化論析」(『中國社會經濟史研究』2003年2期)。
- 劉經華「晚清鹽政的新變化分析」(『鹽業史研究』2004年4期)。
- 劉經華「抗戰時期国民政府鹽務管理體制的變遷」(『鹽業史研究』2005年3期)。
- 劉建軍『你所不識的民国面相—直隸地方議會政治 1912-1928』(廣西師範大學出版社、2009年)。
- 劉洪昇「民国初期的鹽政改革对鹽務近代化的影響」(『河北學刊』、1996年)。
- 劉壽林·万林元·王玉文·孔慶泰編『民国職官年表』(中華書局、1995年)。
- 劉雋「清代雲南的鹽務」(『中國近代社會經濟史論集』上冊、崇文書店、1971年)。

- ・劉常山『清代後期至民国初年塩務的変革』(文史哲出版社、2006年)。
- ・劉増合「清末禁煙時期的塩斤加価与督撫干政」(『清史研究』2004年3期)。
- ・劉徳林「滇塩鉅山開發史略論」(『塩業史研究』1996年3期)。
- ・劉楠楠編「雲南塩務当局答復地方参議会質詢塩務問題史料選(2)」(『民国檔案』2012年3期)。
- ・劉楠楠編「雲南省移滷就煤案史料選」(『民国檔案』2012年4期)。
- ・劉楠楠編「1915年雲南塩務整理案」(『民国檔案』2013年4期)。
- ・劉文俊『広西新民団研究(1930-1940)』(合肥工業大学出版社、2007年)。
- ・劉邦瑞編『雍正白塩井志』(『中国地方志集成 雲南府県志輯』67輯、鳳凰出版社、2009年)。
- ・劉森『明代塩業經濟研究』(汕頭大学出版社、1996年)。
- ・林建宇『中国塩業經濟』(四川人民出版社、2002年)。
- ・林建宇「塩務稽核所与中国塩務近代化」(『中国井礦塩』2004年1期)。
- ・魯子健「清代四川の塩権与塩梟」(『塩業史研究』1輯、1986年)。

和文(編著者名 50音順)

- ・天野祐子「日中戦争期における国民政府の新県制」(平野健一郎編『日中戦争期の中国における社会・文化変容』、東洋文庫、2007年)。
- ・安藤潤一郎「清代嘉慶・道光年間の雲南省西部における漢回対立」(『史学雑誌』111編8号、2002年)。
- ・飯島渉『裁釐加税』問題と清末中国財政」(『史学雑誌』102編11号、1993年)。
- ・生田頼孝「商紳政権—連省自治の理念と現実(続編)」(『立命館文学』571号、2001年)。
- ・生田頼孝「商紳政権—連省自治の理念と現実(終編)」(『立命館文学』576号、2002年)。
- ・石島紀之『雲南と近代中国』(青木書店、2004年)。
- ・今井駿『四川省と近代中国』(汲古書院、2007年)。
- ・岩井茂樹『中国近世財政史の研究』(京都大学出版会、2004年)。
- ・岩谷將「臨汾における政治勢力とその統治」(三谷孝『中国内陸における農村変革と地域社会』、御茶の水書房、2011年)。
- ・内田知行「1910~1930年代における閻錫山政権のアヘン管理政策」(『現代中国』73号、1999年)。
- ・内田知行「閻錫山政権の財政整理事業」(『一橋論叢』91巻6号、1984年)。
- ・岡本隆司『近代中国と海関』(名古屋大学出版会、1999年)。
- ・岡本隆司「清末民国と塩税」(『東洋史研究』58巻2号、1999年)。
- ・岡本隆司「清末票法の成立」(『史学雑誌』110編12号、2001年)。
- ・岡本隆司『近代中国史』(筑摩書房、2013年)。

- ・奥村哲・笹川裕史『銃後の中国社会 日中戦争下の総動員と農村』(岩波書店、2007年)。
- ・柿沼陽平「戦国秦漢時代における塩鉄政策と国家的専制支配」(『史学雑誌』119編1号、2010年)。
- ・影山剛「均輸・平準と塩鉄専売」(『岩波講座世界歴史4 東アジア世界の形成1』、岩波書店、1970年)。
- ・影山剛『中国古代の商工業と専売制』(東京大学出版会、1984年)。
- ・金井之忠「唐の塩法」(東北大学『文化』5巻5号、1938年)。
- ・金子肇「清末民初における江蘇省の認捐制度」(『東洋史研究』59巻2号、2000年)。
- ・金子肇『近代中国の中央と地方』(汲古書院、2008年)。
- ・河上光一『宋代塩業史の基礎研究』(吉川弘文館、1992年)。
- ・川野明正『雲南の歴史』(白帝社、2013年)。
- ・河原由郎『宋代社会経済史研究』(勁草書房、1980年)。
- ・神田さやこ『塩とインド』(名古屋大学出版会、2017年)。
- ・神田信夫「民初辺土司の設置について」(『東洋学』35巻14号、1953年)。
- ・神戸輝夫「雲南回民起義の指導者馬如竜について」(『大分大学教育学部起用(人文・社会科学)』6巻4号、1981年)。
- ・神戸輝夫「鄂爾泰と雲南」(『史学論叢』21号、1990年)。
- ・神戸輝夫「清代雍正朝期の改土帰流政策」(『大分大学教育学部研究紀要』15巻2号、1993年)。
- ・貴志俊彦「永利化学工業公司与范旭東—抗戦下における国家と企業」(曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店、1997年)。
- ・菊池一隆「雲南省の戦時経済建設」(野口鐵郎編『中国史における中央政治と地方社会』、1986年)。
- ・姜珍亜「1930年代の広東陳濟堂(ママ)政権の製糖業建設」(『近きに在りて』30号、1996年)。
- ・姜珍亜「1930年代中国における徴税請負制度の改革と国家」(『歴史学研究』771号、2003年)。
- ・クリスチャン、ダニエルス「雍正七年清朝によるシブソンパンナー王国の直轄地化について」(『東洋史研究』62巻4号、2004年)。
- ・古賀登「続唐代井塩考」(『史観』57・58合冊、1960年)。
- ・黄東蘭「清末地方自治制度の導入と地域社会の反応」(『史学雑誌』107編11号、1998年)。
- ・黄東蘭「民国期山西省の村制と日本の町村制」(『中国—社会と文化』13号、1998年)。
- ・佐伯富『清代塩政の研究』(東洋史研究会、1956年)。
- ・佐伯富『中国塩政史の研究』(法律文化社、1987年)。
- ・佐藤淳平「袁世凱政権期の予算編成と各省の財政負担」(『東洋学報』96巻2号、2014年)。
- ・佐藤仁史『近代中国の郷土意識』(研文出版、2013年)。

- ・笹川裕史『『七・七』前夜国民政府の江西省農村統治』(『史学研究』187・188号、1990年)。
- ・里井彦七郎『近代中国における民衆運動とその思想』(東京大学出版会、1972年)。
- ・塩出浩和「広州における国会」(『法学研究』75巻1号、2002年)。
- ・塩出浩和「広東商団事件」(『東洋学報』81巻、1999年)。
- ・島恭彦『中国奥地の技術と労働』(高桐書店、1946年)。
- ・B. I. シュウォルツ著、平野健一郎訳『中国の近代化と知識人』(東京大学出版会、1978年)。
- ・鈴木健一「唐継堯と雲南政権」(木村正雄先生退官記念事業会編『木村正雄先生退官記念東洋史論集』、汲古書院、1976年)。
- ・鈴木正「清初兩淮塩商に関する一考察(1)」(『史淵』35号、1946年)。
- ・鈴木中正「清中期雲南張保太の大乗教」(『東洋史研究』36巻4号、1978年)。
- ・鈴木真「康熙末～雍正初年の長蘆塩課未納問題」(『一橋論叢』134巻6号、2005年)。
- ・鈴木真「清朝前期の権門と塩商」(『史学雑誌』118編3号、2009年)。
- ・妹尾達彦「唐代塩専売法の規定内容とその効力」(『立命館文学』418-421合併号、1980年)。
- ・妹尾達彦「唐代後半期における江淮塩税機関の立地と機能」(『史学雑誌』91編2号、1982年)。
- ・妹尾達彦「唐代河東池塩の生産と流通」(『史林』65巻6号、1982年)。
- ・副島圓照「善後借款の成立」(小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』、筑摩書房、1978年)。
- ・高橋孝助「19世紀中葉の中国における税収体制の再編過程」(『歴史学研究』383号、1972年)。
- ・滝野正二郎「清代乾隆年間における官僚と塩商(1)」(『九州大学東洋史学論集』15号、1986年)。
- ・滝野正二郎「清代乾隆年間における官僚と塩商(2)」(『九州大学東洋史学論集』22号、1994年)。
- ・武内房司「清末雲南タイ系土司の近代化ビジョン」(塚田誠之編『民族表象のポリテクス』、風響社、2008年)。
- ・武内房司「地方統治官と辺疆行政」(山本英史編『近世の海域世界と地方統治』、汲古書院、2010年)。
- ・田中比呂志「民国初期における地方自治制度の再編と地域社会」(『歴史学研究』772号、2003年)。
- ・田村幸策『最近支那外交史』上(外交時報社、1938年)。
- ・チェン、ジェローム(北村稔訳)『軍紳政権』(岩波書店、1984年)。
- ・塚本元『中国における国家建設の試み』(東京大学出版会、1994年)。
- ・寺広映雄「雲南護国軍について」(『東洋史研究』17巻3号、1958年)。

- ・土居智典「清末の雲南報銷における地方から中央への非正規徴収の流れについて」(『広島東洋史学報』18号、2013年)。
- ・土居智典「光緒新政時期の清朝中央における地方統治と省財政機関の再編についての一考察」(『九州大学東洋史論集』44号、2016年)。
- ・東亜同文会編『支那省別全誌』3巻雲南省(1917年)。
- ・東亜同文会編『新修支那省別全誌』3巻雲南省(1942年)。
- ・栃木利夫「国民革命期における地方政府」(中国現代史研究会編集『中国国民政府史の研究』、汲古書院、1986年)。
- ・西川和孝『雲南中華世界の膨張』(慶友社、2015年)。
- ・波多野善大「清代兩淮製塩における生産組織」(『東洋史研究』11巻1号、1960年)。
- ・波多野善大「中国官僚の商業高利貸的性格」(『東洋史研究』11巻3号、1960年)。
- ・波多野善大『中国近代軍閥の研究』(河出書房出版社、1973年)。
- ・林正子「張之洞に関する一考察」(『史苑』31巻1号、1970年)。
- ・日野開三郎『日野開三郎東洋史論集』(三一書房、1981-1996年)。
- ・平田康治「イギリス対華政策と中国政治の相互作用— 改革借款・駐華出先機関・協力政策、1911-14—」(『国家学会雑誌』123巻1・2号、2010年)。
- ・深町英夫「広東軍政府論」(中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学出版部、1999年、4章)。
- ・藤井宏「明代の戸口食塩法に就いて」(『社会経済史学』13巻3号、1943年)。
- ・藤井宏「明代塩商の一考察(1)」(『史学雑誌』54編5号、1943年)。
- ・藤井宏「明代塩商の一考察(2)」(『史学雑誌』54編6号、1943年)。
- ・藤井宏「明代塩商の一考察(3)」(『史学雑誌』54編7号、1948年)。
- ・藤井宏「明代竈田考」(小野武夫博士還暦記念論文集刊行会編『小野武夫博士還暦記念論文集』、日本評論社、1948年)。
- ・藤井宏「明代塩場の研究(上)」(『北海道大学文学部紀要』1号、1952年)。
- ・藤井宏「明代塩場の研究(下)」(『北海道大学文学部紀要』3号、1954年)。
- ・前嶋信次「雲南の塩井と西南夷(上)」(『歴史と教育』28巻5号、1931年)。
- ・前嶋信次「雲南の塩井と西南夷(下)」(『歴史と教育』28巻6号、1931年)。
- ・村田雄二郎「20世紀システムとしての中国ナショナリズム」(西村成雄編『現代中国の構造変動3 ナショナリズム—歴史からの接近』、東京大学出版会、1994年)。
- ・『明英宗実録』(『明実録』、中文出版社、1962年)。
- ・森紀子「清代四川の塩業資本—富榮廠を中心に」(小野和子編『明清時代の政治と社会』、京都大学人文科学研究所、1983年)。
- ・森紀子「綱法成立にむけて」(『奈良史学』2号、1984年)。
- ・山添啓司「清末民国初期の兩広塩政」(『東洋史苑』75号、2010年)。
- ・山添啓司「清代官塩供給量の推移について」(『東洋史苑』79号、2012年)。

- ・山村治郎「清代兩淮の竈戸一斑(上)」(『史学雑誌』53 編7号、1942年)
- ・山村治郎「清代兩淮の竈戸一斑(下)」(『史学雑誌』53 編11号、1942年)。
- ・山本進『清代財政史研究』(汲古書院、2002年)。
- ・山本進『明清時代の商人と国家』(研文出版、2002年)。
- ・山本一「清末山西省の財政改革と『局所』」(『社会経済史学』79 卷4号、2014年)。
- ・湯本國穂「辛亥革命の構造的検討」(『東洋文化研究所紀要』81 冊、1980年)。
- ・横山裕男「唐代の塩商」(『史林』43 卷4号、1960年)。
- ・吉澤誠一郎『愛国主義の創成』(岩波書店、2003年)。
- ・吉田寅「南宋の塩業経営」(東京教育大学文学部東洋史学研究室『東洋史学論集 第5』、1960年)。
- ・吉田寅「元代浙西地方における製塩業の実態」(野口鐵郎編『中国史における中央政治と地方社会』、1986年)。
- ・渡辺惇「板晒法の抬頭とその影響」(『東洋史研究』11 卷1号、1962年)。
- ・渡辺惇「清末沿海諸塩場における製塩技術の転換とその意義」(山崎先生退官記念会編『山崎先生退官記念東洋史学論集』、大安、1967年)。
- ・渡辺惇「清末揚子江下流域における私塩集団」(『社会文化史学会』6号、1970年)。
- ・渡辺惇「清末における淮南塩場の衰退について」(『立正史学』36号、1972年)。
- ・渡辺惇「清末における張謇の塩法論とその歴史的背景—中国塩政近代化における一側面—」(『熊本大学教育学部紀要(人文科学)』24号第2分冊、1975年)。
- ・渡辺惇「辛亥革命と塩税—南京臨時政府時期の兩淮塩政を中心として—」(『木村正雄先生退官記念東洋史論集』、汲古書院、1976年)。
- ・渡辺惇「張謇の塩業経営について—中国塩業近代化の一側面—」(『熊本大学教育学部紀要』26号、1976年)。
- ・渡辺惇「左樹珍の塩法論について—中国塩政近代化の一側面—」(『熊本大学教育学部紀要(人文科学)』26号、1977年)。
- ・渡辺惇「辛亥革命期における塩政改革運動(I)—一九一一～一九一二年行塩区における諸改革を中心として—」(『熊本大学教育学部紀要(人文科学)』27号、1978年)。
- ・渡辺惇「辛亥革命期における塩政改革運動(II)—改革派と保守派の対立を中心として—」(『熊本大学教育紀要(人文科学)』28号、1979年)。
- ・渡辺惇「清末における塩政の中央集権化政策について」(中嶋敏先生古稀記念事業会編『中嶋敏先生古稀記念論集(上巻)』、汲古書院、1980年)。
- ・渡辺惇「近代中国における塩業改革の進展 久大精塩公司を中心として」(『熊本大学教育学部紀要(人文科学)』30号、1981年)。
- ・渡辺惇「河東塩政改革と白蓮教の乱」(田中正美先生退官記念論集刊行会編『中国近現代史の諸問題』、国書刊行会、1984年)。
- ・渡辺惇「清代塩政における自由販売論と票法(上)」(『駒沢史学』36期、1987年)。

- ・渡辺惇「袁世凱政權の財政經濟政策—周学熙を中心として—」(『近きに在りて』11号、1987年)。
- ・渡辺惇「民国初年塩政討論会の活動—辛亥革命期における塩政改革運動(Ⅲ)—」(『近きに在りて』39号、2001年)。

欧文(編著者名アルファベット順)

- ・ Adshead, S. A. M., *The Modernization of the Chinese Salt Administration, 1900–1920*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1970.
- ・ China Central Salt Administration, *Reports by the District Inspectors, Auditors and Collectors on the Reorganisation of the Salt Revenue Administration in China, 1913 to 1917*, 1919, Peking.
- ・ China Central Salt Administration, *Reports by the District Inspectors, 1918*, 1922, Peking.
- ・ China Central Salt Administration, *Reports by the District Inspectors, 1919 to 1921*, 1925, Peking.
- ・ China Central Salt Administration, *Reports by the District Inspectors, 1922*, 1925, Peking.
- ・ China. Inspectorate General of Customs, *V. -Office Series: Customs Papers No. 81. Salt: Production and Taxation*, Shanghai: Statistical Department of the Inspectorate General of Customs, 1906.
- ・ Dane, Richard, *Report by Sir Richard Dane, K. C. I. E., on the Reorganisation of the Salt Revenue Administration in China, 1913 to 1917*, Peking: Chief Inspectorate of the Central Salt Administration, 1918.
- ・ Hall, J. C. S. *The Yunnan Provincial Faction 1927–1937*, Canberra: Australian National University Press, 1976.
- ・ Lary, Diana, *Region and Nation: The Kwangsi Clique in Chinese Politics, 1925–1937*, London: Cambridge University Press, 1974.
- ・ Whiting, Allen Sues and Sheng Shih-ts'ai, *Sinkiang: Pawn or Pivot?*, East Lansing: Michigan State University Press, 1958.
- ・ Zelin, Madeleine, *The Merchants of Zigong: Industrial Entrepreneurship in Early Modern China*, New York: Columbia University Press, 2005.

論文の内容の要旨

論文題目 中華民国期の雲南における塩業改革—北京政府時期を中心に—

氏名 中川 太介

本論文では、北京政府時期の雲南省における塩業行政について考察している。清朝の末期から中華民国にかけて、外国勢力が進出するなか、中央政府と地方政府との間で対立の傾向が見られた。北京政府期の塩業行政は、塩税が政府の重要な財源となっており、かつ外国勢力が借款の債権者の立場から介入を行っていた。

塩業行政では清朝に至るまで、製塩業者は専用の戸籍に編入されていた。塩商は明朝末期より、大口の納税と引き換えに、政府が設定した販売区域において、排他的な運輸・販売の権利を得ていた。清朝末期から中華民国にかけて、こうした塩商の特権性と区域制限が、塩業行政における変革の対象として主に論じられてきた。

雲南省政府は、中華民国期を通じ、中央政府から政治的に自律していた典型的な地方政権であり、また塩税への依存も深い。雲南の山がちな地勢は、中央政府の統治が及びにくい背景となった。塩業においては輸送コストが高く、明朝や清朝で重視された有力な塩商は形成されなかった。ゆえに、製塩の現場が雲南の塩業行政においては重要であった。清朝期、大量の移民が雲南に流入し、塩井の開発が進んだ。塩井は産塩地としてだけでなく、政府や漢人による文化的な拠点、塩を媒介にした周辺地域との交易拠点など、多様な側面を持つ地域であった。こうしたことから、北京政府期における雲南の塩業行政は、地方における政府と地域社会との利害関係を、中央政府や外国を交えつつ分析のできる格好の事例といえる。

本論文の構成として、序章では本論文の問題意識を説明したほか、中華民国期以前の塩業行政と雲南についての概略や、主な引用史料の紹介を行った。第1章では北京政府期以前の雲南の塩業行政として、清朝時期を中心に論じている。まず、塩井における塩の生産工程について、先行研究を踏まえて説明を行った。雲南における鉱業との関連など、従来指摘の少なかった点にも言及しつつ、政府による間接的な行政管理を確認している。そして、19世紀後半からの塩業行政について考察した。ここではムスリム蜂起による混乱以降、省政府が光緒新政のもと強まりつつあった中央政府の圧力を利用しつつ、塩井の行政管理の権限を現地の武将や官吏から回収していく過程を指摘している。

第2章では中華民国成立前後における、全国と雲南の塩業行政を論じた。その上で、北京政府期の初期に、雲南塩運使の蕭堃が提言した改革案と、それに対する中央政府や稽核所機構の反応について検証した。北京政府期は塩業において、外国人を管理職に置く稽核所機構が創設され、改革の機運も高まっていた時期である。しかしこの時期の塩業についての研究で、塩の生産について言及した政府の改革方針は、これまで取り上げられることが少なかった。雲南の塩業では産塩場が重要な行政拠点であり、地方政権と域内の社会との関係を考察する上で、生産の改革は重要な分析対象である。蕭堃の産塩場における改革案では、製塩業

者の生計を維持するため、産塩場自体の整理には否定的であった。一方で、個々の事業者ごとに分散している従来の製塩を、共同の製塩場を建設することで統合し、政府の管理を強めようとする構想もあった。しかし、稽核所機構や中央政府は、塩税徴収が主たる関心事であり、採算性のない産塩場は閉鎖させる方針であった。また、特に稽核所機構は塩業における自由化への指向が強く、政府による生産への介入に否定的であった。特に後者の点について蕭堃の改革案は、製塩会社の経営を通じた全国の塩業改革派による主張から影響を受けていた。そして、この点をめぐって塩業改革派が稽核所機構から、蕭堃と類似の批判を受けていたことを、本章では指摘している。

中華民国期の雲南における塩業研究では、改革については主に国民政府期が注目されてきた。しかし、北京政府期では、蕭堃以降も塩業改革が続けられている。第3章ではそうした改革の試みとそれに対する反応について考察した。従来、利用の少なかった当時の史料に、塩業行政の政府文書を毎月、あるいは数か月ごとに収録した『雲南塩政公報』がある。稽核所機構の年報などと対照させて分析することにより、改革に積極的な雲南の稽核所機構と、消極的な塩運使などの省政府、反発する製塩業者による三者の特質と相互の関係を見出すことができる。

蕭堃が改革を提起した時期と異なり、雲南の稽核所機構は生産現場における改革にも意欲的であった。そうした改革は、塩井の坑道管理や製塩の権利など、従来慣習に拠っていた製塩業者の権益の制限・解消に関するものが多い。しかしこうした改革には、現地の実情を踏まえない急進的なものや、実施したものの失敗に終わった事例もあり、現地の塩業行政の機関やそれを統括する塩運使、製塩業者らに批判されている。塩運使には、蕭堃と同様に、現地の塩業行政を担う立場から製塩業者の生計や権益を維持しようとする傾向が強かった。背景として、製塩業者や坑道の採掘労働者への報酬は、制度上は政府が支給していたが、低く据え置かれていたので、政府が塩の横流しを黙認する慣習があった。また、既存の有力な製塩業者やその関係者には、官吏や軍人、議員として雲南省の政府権力に進出している者もいた。省政府による改革に対する慎重な姿勢からは、省内の政治的安定を優先する傾向も窺うことができる。

第4章では北京政府期の雲南における運輸・販売政策について論じた。雲南塩業に関する研究には、塩業行政による生産、運輸・販売の範疇に沿って各時代ごとに論じる傾向がある。清朝のムスリム蜂起から続く製塩業者による生産と運輸・販売の兼業を踏まえ、本章では雲南で何度か繰り返された運輸・販売の統制策を考察した。特に、省内では短期で、周縁地域では長期で、公司組織を通じて行われた運輸・販売の統制に注目した。政府が政府と民間の中間的な存在として公司組織を起用する事象は、中華民国期において全国の塩業行政にも見られ、塩業改革の争点の一つでもあったことを、本章では指摘している。運輸・販売の統制策をめぐっても、省政府と稽核所機構との意見対立が窺える。稽核所機構は省議会とともに、製塩業者や塩商らによる運輸・販売の自由化に支持を与え、省政府を掣肘する存在であった。

塩業改革派は塩商の販売区域の独占を打破するため、既成の塩を精製して運輸・販売する会社を経営しようとした。しかし、稽核所機構は会社が製塩業者から直接塩を購入することを容認していない。塩税を徴収するため、政府が生産と運輸・販売の兼業との間に介在して、製塩業者と塩商が直接取引したり兼業したりさせない点で、稽核所機構も中央政府の塩務署や省政府の塩運使と基本的には同じ方針であった。

第5章では国民政府期を扱った。北京政府期に試みられた改革の多くが、国民政府期にも継承・発展されている点を本章では指摘している。改革に対する製塩業者らの反発は、国民政府期でも類似した形で示され、中央政府への陳情など新たな展開を見せた。従来の先行研究において、張冲の改革案は雲南の塩業近代化の動向を示す事例として位置づけられている。本章では、張冲の改革案やそれを継承した省政府の政策から、産塩場における会社にも注目した。各地の製塩場における製塩会社は、生産と運輸・販売の兼業が許されてはいたが政府の統制を受けていた。日中戦争期については、自由取引から統制・配給の政策へ、旧態の製塩の淘汰を目指す改革方針から新旧の製塩事業者の併存へ、中央政府が北京政府期の雲南省政府と類似した方針に転換した点を指摘している。

終章では塩業行政の改革における経済活動の自由化と、政府による統制的な秩序化という矛盾した指向の併存に注目しつつ、地方政府の地域社会や中央政府との関係を考察した。

こうした考察から得られた結論として、中華民国の塩業行政において、政府と民間の間者的な存在への依存から、結局のところ国家や地方の政府は脱却できなかったことが示された。こうした間者的な存在は、旧来のものとしては同業者団体があるが、中華民国期以降は会社組織の形態でも機能していた。政府は必ずしも同業者団体や会社組織を、統制組織として再編できていたわけではない。しかし、国家統合の機運が継続する情勢の中、国家と社会の間にある間者は、清朝以降も政府や地方社会の利害を代表・調整し続けてきたといえる。

そして、中華民国期の雲南における塩業行政からは、地方における政府や社会が、中央政府を交え、三者の間で相互に利用・対立する複雑な関係が浮かび上がる。省政府は中央政府に対立する反面、その域内では中央政府の方針を名目に、域内の産業や地域への管理を強化しようとした。自らの既得権益を脅かす改革や統制政策について、製塩業者は稽核所機構の無理解を省政府に訴えたり、あるいは省政府による製塩場建設に反対する意見を中央政府に陳情したりした。塩商は、省政府の統制政策の批判において、自由取引を標榜する稽核所機構と意見が一致していた。しかし、運輸・販売を兼業する製塩業者との競合について、省政府は塩商の生業を庇護する役割を担っている。中央政府では稽核所機構が、塩業の従事者の生計よりも塩税徴収を優先していたが、零細な製塩業者や塩商に権益や競合の機会を与えることができるような提言や批判を、省政府に行ってもいた。

こうした関係のなかで、省政府は省内の政治的な安定を重視して、地域の社会における利害を調停する役割を、現状維持の傾向を帯びつつも、果たしていたのである。